

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成22年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、NASVAに係る平成22年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 業務の運営の効率化
 - ①指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ②療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) 指導講習業務・適性診断業務の実施機関になろうとする民間団体等への支援・・・・・・・・ 42
- (3) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (4) 介護料支給等支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (5) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (7) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (8) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

II. 自主改善努力評価に関する事項

1. 積極的な広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

2. 「自動車事故による遷延性意識障害のための在宅介護セミナー」を開催・・・・・・・・ 99

3. ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング教材・・・・・・・・・・・・・ 100

4. 療護センター担当者会議の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

5. 内部統制に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

(年度計画)

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、業務の実態に対応した職員配置を引き続き実施するとともに、新たにインターネットを活用した新適性診断システム（ナスバネット）の導入・普及による支所業務の合理化の観点から、機動的・弾力的な業務配分の見直しを検討します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務の繁忙状況や地域特性等を勘案し、利用者サービスの確保の観点を踏まえつつ、支所の職員配置を見直し、一層効率的な業務体制の構築を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 顧客ニーズに対応した業務体制の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、前年度までに独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24 閣議決定）に定められた平成18年度（前中期計画期間最終年度）比10%を上回る14.9%（△29人）の削減を行ったところであるが、平成22年度においてさらに1人を削減した。
- インターネットを活用した新適性診断システム（ナスバネット改めi-NATS）の全支所導入（平成22年8月）及び事業者への普及による支所業務の合理化に向けての検討を開始した。
- 支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、業務の実態に対応した職員配置を実施するとともに、インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の全国の支所等への導入完了及び事業者への普及による効果を検証し、被害者援護業務の拡充に向けた業務配分等の見直しを検討する等、組織運営の効率化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

(年度計画)

- ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 組織の活性化を図るため、産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図ることとした。
- 新たな事業展開に対応するため、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を確保し、職員の資質向上を図る。
- 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、より適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせる環境作りを推進する。
- 研修の充実を図り、職員の資質向上を図る。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 産業カウンセラーの資格取得者30人について、新たにカウンセラーとして指名し、全国の適性診断業務に従事する職員のうち、116人の有資格者を配置し、職員の積極的な活用を図った。
職員資質の向上を図る観点から、専門的知見を有する者3人（システム開発に関する民間の実務経験を有する者、交通心理学並びに社会福祉学を専攻した新規採用者）を採用した。
- 職員の安全対策に係る専門的知識の習得を目的として、地方運輸局（自動車運送事業者の監査等を担当する部門）との人事交流を実施した。
- 引き続き勤務評価制度を適正に運用し、勤勉手当及び定期昇給の判定に際し、評価結果を反映させた。

○ 各種研修の実施

(1) 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 指導講習業務のうち、「自動車運転者の適性管理に関すること」等について講義することができる※1第Ⅲ種指導講習講師を育成するため、28人に対して第Ⅲ種指導講習講師育成研修を実施するとともに、「自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること」等について講義することができる※1第Ⅱ種指導講習講師を育成するため、8人に対して第Ⅱ種指導講習講師育成研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止の観点から指導講習におけるアルコール専門教育を行う講師の育成をするために、「ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座」を14人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第Ⅲ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の一部について講義できる講師

第Ⅱ種指導講習講師：（基礎、一般）講習の大半と特別講習の全てについて講義できる講師

第Ⅰ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の全てについて講義できる講師

(2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断などにおいてカウンセリングを実施することができる※2カウンセラーを養成するため、30人に対してカウンセラー研修を実施した。
- ・ カウンセラーの教育・訓練等を行うことができる※2指導主任者を育成するため、カウンセラー15人に対して、指導主任者資格要件研修を実施した。
- ・ ※2指導主任者67人に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導講習の質の維持・向上を図った。

※2 カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者）

特別診断カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（指導主任者のうち部内試験合格者）

指導主任者：カウンセラーの指導を行う者（カウンセラーのうち研修修了後、部内試験合格者）

(3) 安全マネジメント業務の展開に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員49人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報知識の習得及び技能向上を図った。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員60人に対して、※3アドバイザー資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施しコンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー35人に対して、資質向上を図るためアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する※3安全評価員を育成するため、22年度より安全評価員候補者23名に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図った。

また、今年度より安全評価員28名に対して、安全評価員研修（評価チームリーダー育成研修）を実施し、評価報告書の作成に係るスキルアップを図った。

※3 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修修了後、支所長により指名された者）

安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

(4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 介護料受給者宅等への訪問支援サービスを行う職員のうち28人に対して、療護センターにおいて、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援サービス業務研修を実施し、自宅介護で使われる医療機器、用語及び介護に関する専門的な知識の習得を図る等、業務の質の向上を図った。
- ・ 各主管支所の被害者援護担当マネージャー9人に対して、被害者援護業務研修を実施し、「訪問支援サービスを介して受給者等とより密接な関係を築いていくための取り組み事例等に関するブレインストーミング」を行う等、被害者救済対策に関する知識の向上を図った。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対し
た経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用及び研修の充実によ
る職員の資質向上により人材の有効活用を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

(年度計画)

ア 引き続き、効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システム（ナスバネット）を5主管支所及び11支所（16支所）へ順次導入し、全ての支所等で新診断システムによる診断を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

適性診断業務においては、従来の診断機器に比して小型・軽量化、導入コストの低減を図りつつ、インターネット通信網を利用した新適性診断システム（ナスバネット改めi-NATS）を19年度に開発し、20年度より既存機器の更新を順次行い、21年度末時点では34支所に導入しており、22年度においては、残りの5主管支所及び11支所へ導入し、全支所でi-NATSの導入を完了させることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 22年8月末までに、残りの5主管支所（東京、名古屋、大阪、広島、福岡）及び11支所（岩手、石川、神奈川、千葉、埼玉、静岡、三重、京都、兵庫、岡山、鹿児島）へ導入し、全支所でi-NATSの導入が完了した。

i-NATSによるサービスの導入により、1台のi-NATSで全ての診断項目の実施が可能となったことから、業務の効率化や診断時間の短縮化が図られるとともに、機器導入コストの低減、機器の小型化による省スペース化等、効果的な業務の推進、業務運営の効率化を図ることができた。

【i-NATSで診断を受けるドライバー】

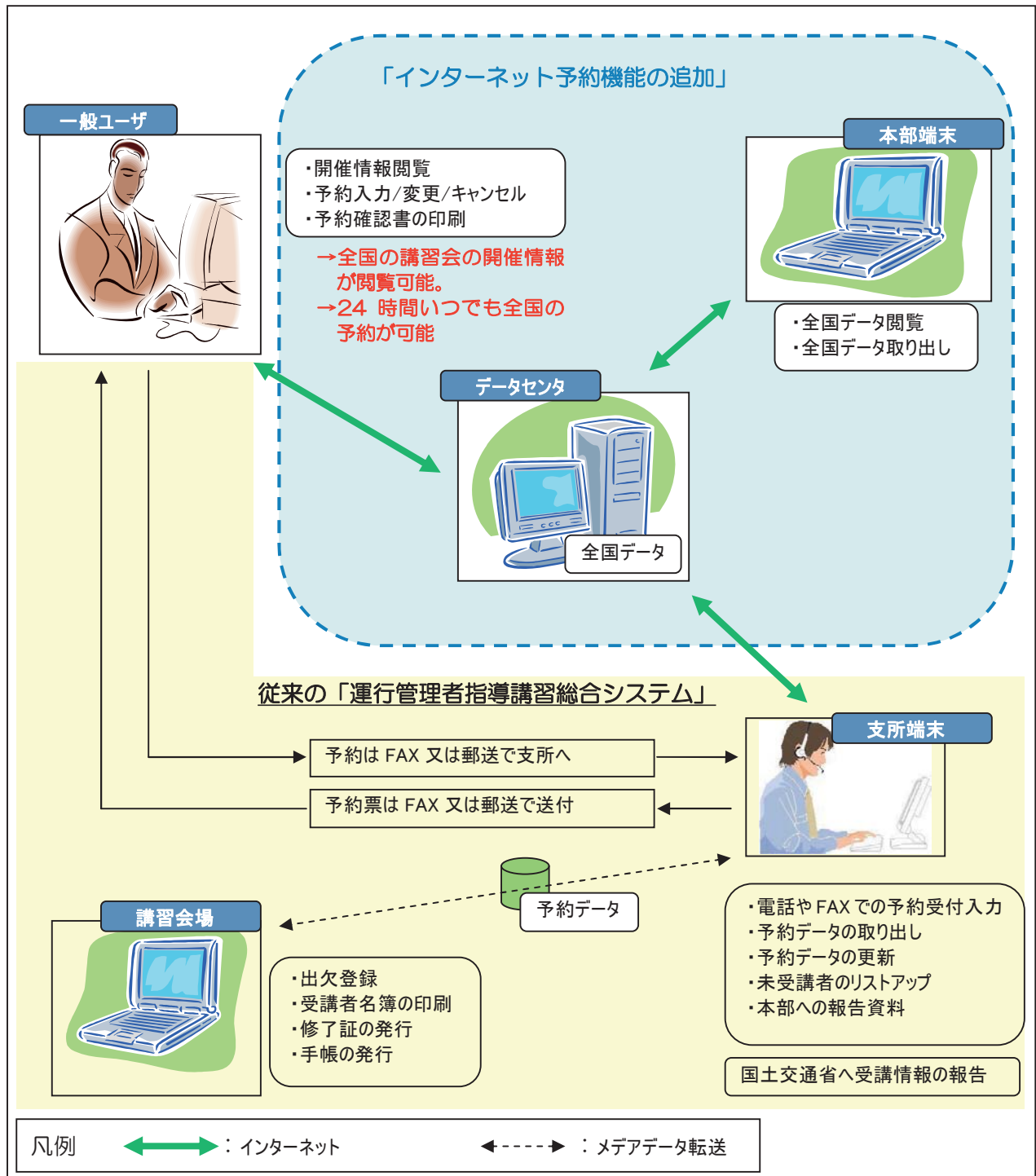


i-NATSによる診断と従来の適性診断との比較



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 運行管理者等指導講習業務の効率化を図るため、現行の運行管理者指導講習総合システムにインターネット予約機能を追加し、平成23年3月から運用を開始した。この機能追加により予約情報の入力作業が軽減された。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

全支所で i-NAT S の導入が完了したことから、適性診断業務の更なる効率化を図る。

（中期目標）

ＩＴ化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において５０％以上とする。

（中期計画）

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的な PR 活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに 850 人（前中期目標期間の実績（３年間）の平均比 4％）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的に PR を行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに 11,300 人（前中期目標期間の実績（３年間）の平均比 5％）以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び 65 歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率（注１）について、中期目標期間の最終年度までに５０％以上に引き上げます。

（年度計画）

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取組み等の PR を促進するとともに地方運輸局等との連携を強化し、受講者・受診者の拡大を図ります。また、インターネットを活用した新適性診断システム（ナスバネット）の利便性を積極的に PR し、同システムの利用促進、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成 22 年度）について、中期計画目標の 50％以上に引き上げます。

（注１）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）／総収入（＝総経費）

◎ 年度計画における目標設定の考え方

トップセールス等による NASVA の取組み等の PR の促進、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者の拡大を図るとともに、一般講習、特別講習の受講漏れ、初任・適齢・特定診断受診漏れを防止することとした。

い ナツの利用を促進し、事業者の受診需要に適切に対応した受診機会を提供することにより、受診者の拡大を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 運送事業者や事業者団体等に対するトップセールス等において、21年度に策定した※「NASVA事業用自動車安全プラン2009」に基づく、事故防止に関するNASVAの取組み等をPRすることにより、受講者・受診者の拡大を図った。

※「NASVA事業用自動車安全プラン2009」：国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた死者数半減、人身事故件数半減、飲酒運転ゼロ等の目標の達成に向けて、NASVAが自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する取組み。

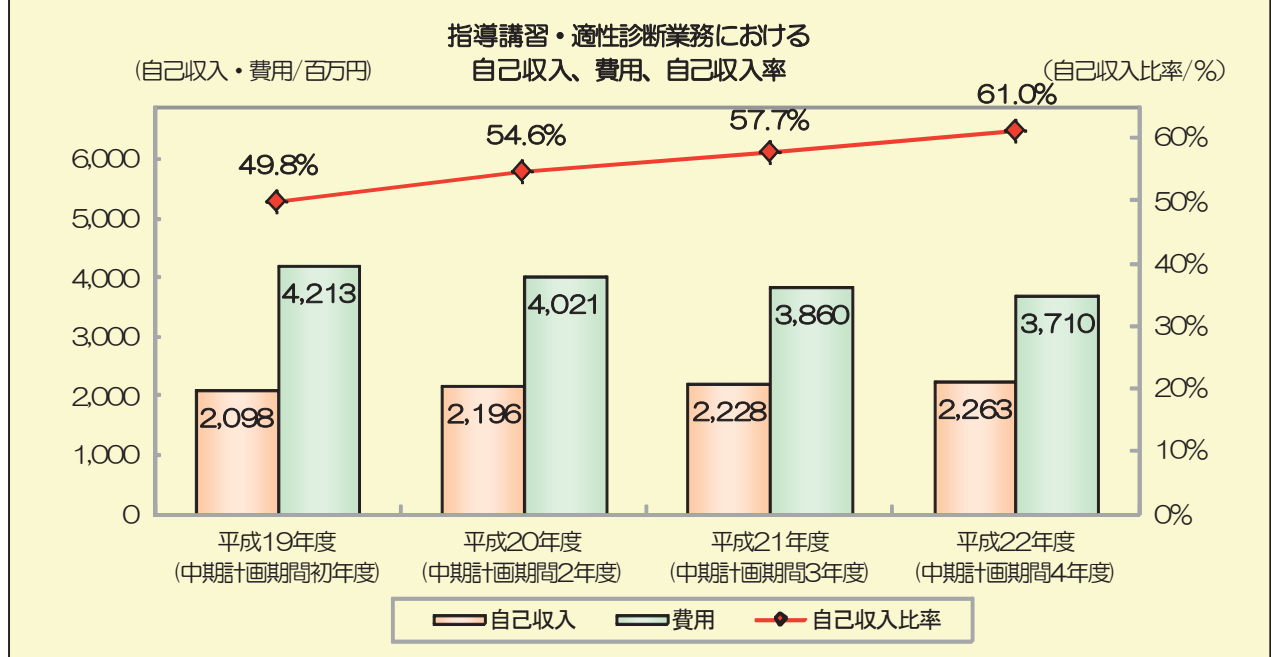
- 基礎講習（任意）の受講者数は運行管理者補助者制度の定着により前年度に比べ2,428人減少の38,592人となったものの、一般・特別診断（任意）の受診者はトップセールス等による取組みの効果により、前年度に比べ、2,771人増加の277,947人となった。

	18年度実績 〔前中期計画期間 最終年度〕	中期計画目標値	22年度実績 〔中期計画期間 4年度〕
基礎講習	23,149 人	23,999 人	38,592 人
一般・特別診断	252,031 人	263,331 人	277,947 人

(参考) 平成22年度 受講者数・受診者数実績			
講習全体	139,900 人	診断全体	456,573 人
基礎講習	38,592 人	一般・特別診断	277,947 人
一般講習	98,589 人	初任診断	131,571 人
特別講習	2,719 人	適齢診断	43,937 人
		特定診断	3,118 人

- 義務講習・義務診断の受講・受診漏れを防止するため、地方運輸局等との連携を強化し、綿密な情報交換等を行うとともに、各事業者団体等に対し、受講・受診促進の働きかけを行った。

- 基礎講習受講者が減少したものの、適性診断は i-NATS による定期診断受診者の増加及びカウンセリング付定期診断が増加した結果、自己収入比率は前年度に対して、3.3ポイント増となる61.0%（指導講習67.6%、適性診断57.9%）となった。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、トップセールス等によりNASVAの取組み等のPRを促進するとともに、地方運輸局等との連携を強化し、また、i-NATSの利便性を積極的にPRし、同システムの利用促進、受診者の拡大を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設の設置・運営

（中期目標）

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（中期計画）

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォース^{（注2）}により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（年度計画）

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォース^{（注2）}により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 年度計画における目標設定の考え方

医療水準・コスト水準等に関シタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

平成22年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

（1）運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、昨年度と比較して68百万円の増加（3.6%増）となった。これは、昨年度と比較して、収入が45百万円減少したこと、また、支出が23百万円増加したことによるものである。

収入の減少に関しては、平成19年度から実施した入院期間の短縮の影響で入退院が多くなったことにより延べ入院患者数が減少し、これに伴い医業収入が減少したことが大きな要因となっている。また、支出の増加に関しては、各療護センター職員の法定福利費の増加（雇用保険料率の引き上げ等）に伴う人件費の増加が最も大きな要因であるが、平成22年度においては、近年、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーションに関して、千葉療護センターのリハビリテーション体制の強化（スタッフの増員及び訓練室の拡大）を図ったところであり、これに伴う人件費等が支出増加の要因となっている。物件費についてはこうした措置を講じた中でも昨年度と比較して13百万円の減少となっている。

療護センターは遷延性意識障害者に対する治療及び看護を行う特殊性から一般病院とは異

なるものの、今後も安定的に入院患者を確保して病床のより効率的な運用を行うとともに運営経費の節減に努めるなど、引き続き業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取り組み

療護センターでは、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数が年度計画の達成目標15人を上回る19人となっており、また、遷延性意識障害者の治療・看護機会の公平な確保を図るために平成19年12月から患者の受入を開始した2委託病床においても、脱却による退院患者数が4人（開設時からの累計は9人）となっており、努力が認められる。

療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを実践するために千葉療護センターと中部療護センターで各療護施設の看護師（31名）が研修を行い、当看護プログラムの実践に必要な技術・知識を習得するなど、看護技術のレベルアップが図られており、努力が認められる。

広報活動については、ナスバスコアの分析結果を踏まえ、全国救急救命センターを対象に、NASVAの各主管支所及び支所が療護施設のPRを実施し、その他、昨年に引き続き、各種イベントや被害者家族の会などの場において、三つ折りパンフレットの配布、DVDの上映、配布が行われ、また、医療機関のソーシャルワーカーに対する研修の場において、NASVAの担当者が療護施設のPRを行うなど努力が認められる。

今後もこうした広報活動をより効率的、効果的に行うことにより、医療関係者等に対し、療護センターの質の高い看護技術、ノウハウを伝播していく必要がある。

「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を活用した療護施設入院患者の治療改善度の統一的な評価については、評価指標によるデータの蓄積がさらに進められ、4療護センター別の分析結果について平成23年3月に初めて公表された。

こうした統計的な根拠に基づく遷延性意識障害者の治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のため、今後は違った角度での新たな分析も検討しつつ、引き続き分析結果を公表していくことが必要である。

地理的理由による療護施設入院困難者のための委託病床の拡充については、平成23年2月に有識者を委員とした「委託病床の拡充に係る検討委員会」を設置し、拡充に向けた検討が進められているところであり評価できる。今後も引き続き委託病床の拡充に向け取り組む必要がある。

【「業績評価のための特別なタスクフォース」における審議の様子（H23.6.24）】



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

(年度計画)

イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

◎ 実績値

1) 平成22年度における取組み

○ 各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,031件（対前年度比367件、3.4%増）の外部検査を受託し、2億500万円（対前年度比1,100万円、5.7%増）の収入を得た。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託する。

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

(年度計画)

ア 債権回収等に関して効率的な業務運営に努め、債権管理規程等に基づく、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を毎年度末に90%以上確保することとした。

◎ 実績値

1) 平成22年度における取組み

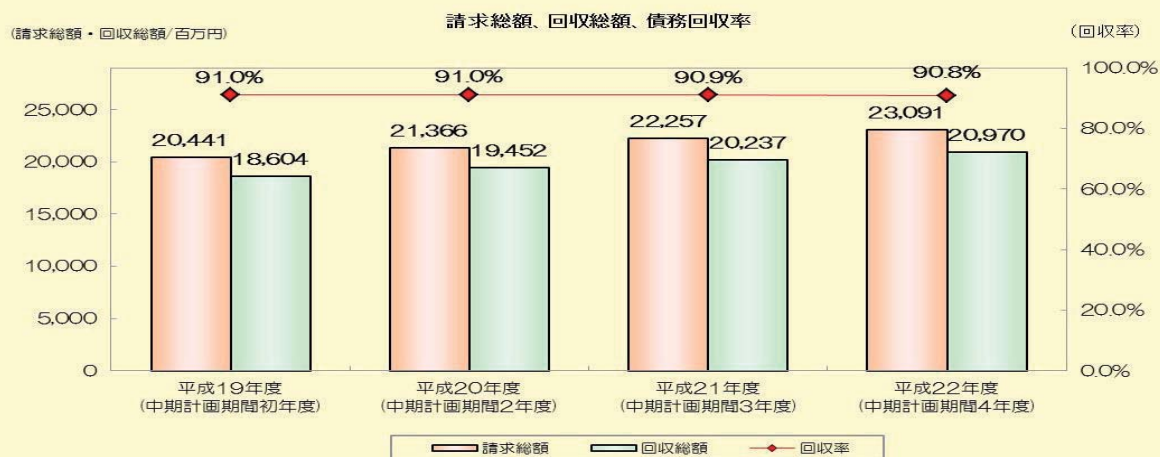
○ 債権回収率の実績

債権回収率		
回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
23,091百万円	20,970百万円	90.8%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている



○ 効果的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理の実施

債権管理規程に基づく債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、それぞれの管理方法に従い管理した。

(2) 債権回収マニュアルの充実

効果的な債権回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することにより、状況に応じた回収方策を講じた。

また、平成22年5月に実施した主管支所担当職員研修において資金の貸付及び貸付金の債権管理等に関する業務を行う事故対策推進員も招集し、債権回収の充実を図るための債権回収マニュアルについて意見交換を行い、債権回収も健全育成支援の一環との認識に立って、債権回収マニュアルの一部手続きの追加要領を作成した。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、債権管理規程等に基づく、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災された地区の貸付金返還中の方々等について、被害状況を確認するとともに、例外的に一定期間の返還請求を猶予することとした。

（中期目標）

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

（中期計画）

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

（年度計画）

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

○ 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	6,161,232	99.7%	6,142,748
貸倒懸念債権	5,168,453	56.6%	2,925,344
破産更生債権等	362,741	0%	0
合 計	11,692,426	77.6%	9,068,092

貸倒引当金

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	引当率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	6,161,232	0.3%	18,484
貸倒懸念債権	5,168,453	43.4%	2,243,108
破産更生債権等	362,741	100%	362,741
合 計	11,692,426	22.4%	2,624,333

※ 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権残額の推移（債権区分別）

（単位：百万円）

	一般債権 (1)	貸倒懸念債権 (2)	破産更生債権等 (3)	合計 (4)=(1)+(2)+(3)	貸倒懸念債権、破産更生債権等計 (5)=(2)+(3)	債権残額に占める貸倒懸念債権、破産更生債権等の割合 (5)/(4)	対前年度増減ポイント
平成19年度	8,424	4,874	385	13,683	5,259	38.4%	+ 3.3
平成20年度	7,635	4,976	372	12,982	5,348	41.2%	+ 2.8
平成21年度	6,879	5,079	365	12,323	5,443	44.2%	+ 3.0
平成22年度	6,161	5,168	363	11,692	5,531	47.3%	+ 3.1

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。

平成22年度において、一般債権から不良債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に分類換えとなった176件について要因調査を行ったところ、その理由が判明しているものは120件であり、安定した収入が確保できないことを理由とするものが94件（76件）、その他の理由が26件（21件）となっている。安定した収入を確保できないことを要因とするものが大半であり、景気の低迷が大きく影響していると考えられる。一方、その他の理由については、病気、死亡等突発的な理由によるものとなっている。

<内訳>

安定した収入が確保できないことによる滞納 計94件（76件）

- ・「無職・失業」 24件（21件）
- ・「低所得・収入減」 27件（7件）
- ・「パート・アルバイト」 26件（30件）
- ・「生活保護受給、非課税者等」 17件（18件）

その他 計26件（21件）

- ・「多重債務等」 4件（5件）
- ・「病気・身体障害等」 11件（8件）
- ・「破産、連帯保証人の死亡等」 11件（8件）

（ ）内は前年度実績

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の解消に向けた取組み

滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じて統一的な債権回収の実施方法を示した「債権回収マニュアル」の活用を一層徹底するとともに、遺児家庭の生活状況を把握するため積極的に訪問折衝等を行い、債権回収実績の向上を図っている。

④ 業務全般

（中期目標）

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度^(注)において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。（注）平成23年度

（中期計画）

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。
イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

（年度計画）

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成21年度予算の3%程度に相当する額を削減します。
イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成21年度予算の3%程度に相当する額を削減します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.86参照）における効率化係数（一般管理費0.98／年、業務経費0.99／年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%程度、業務経費については対前年度予算の3%程度に相当する額を削減することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

年 度	一般管理費	業務経費
平成19年度	対前年度予算の7%削減	対前年度予算の7%削減
平成20年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減
平成21年度	対前年度予算の5%削減	対前年度予算の4%削減
平成22年度	対前年度予算の3%削減	対前年度予算の3%削減
平成23年度	対前年度予算の4%削減	対前年度予算の2%削減

（注1）平成21年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ3%が上乗せされている。

（注2）平成22年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ1%、2%が上乗せされている。

（注3）平成23年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ2%、1%が上乗せされている。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み（実績値）

（1）一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲ 3%程度削減）を上回る経費削減（▲ 3.9%）を達成。

さらに、ネットワーク端末機導入支所においては、レイアウトの見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースの返還及び賃借料の値下げ交渉により、95百万円の賃借料削減を行った。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成22年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
▲ 11百万円	▲ 14百万円	▲ 3.9%
削減目標額 ▲ 11 百万円 = 前年度予算額 356 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 14 百万円 = 平成22年度決算額 342 百万円 - 前年度予算額 356 百万円	対前年度予算比 ▲ 3.9 % = 削減実績額 ▲14 百万 ÷ 前年度予算額 356 百万円

（参 考）

平成22年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

（単位：百万円）

区 分	基 準 (平成21年度 予 算 額) (A)	平成22年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	356	345	342	▲ 11	▲14	3
特殊要因等経費	797	797	755	0	▲42	42
合 計	1,153	1,142	1,096	▲ 11	▲56	45

※ 特殊要因等経費 … 公租公課、事務所借料等

(2) 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲3%程度削減）を上回る経費削減（▲9.9%）を達成。

これは、療護センターの運営経費について入院率(平均91%)に応じて削減した経費(看護師等の人件費等)の額及び医業等収入（高度先進医療機器を活用した外部検査の受託）の増加に伴う運営委託費の減少等によるものである。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成22年度削減目標額と削減実績額

削 減 目 標 額	削 減 実 績 額	対前年度予算比
▲ 140百万円	▲461百万円	▲ 9.9%
削減目標額 ▲ 140 百万円 = 前年度予算額 4,658 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 461 百万円 = 平成 22 年度決算額 4,197 百万円 - 前年度予算額 4,658 百万円	対前年度予算比 ▲ 9.9 % = 削減実績額 ▲461 百万円 ÷ 前年度予算額 4,658 百万円

(参 考)

平成22年度業務経費（介護料を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成21年度 予 算 額) (A)	平成22年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	4,658	4,518	4,197	▲ 140	▲461	321
特殊要因等経費	322	322	281	0	▲ 41	41
合 計	4,980	4,840	4,478	▲ 140	▲502	362

※ 特殊要因等経費 … 「一般病院への委託経費」、「安全マネジメント支援経費」、「交通事故被害者ホットライン経費」

(参 考)

経 費 削 減 方 策

1. 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

- ① 既定経費の徹底した見直し
- ② 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
- ③ 予定価格の適正な設定
- ④ 随意契約の適正な運用
- ⑤ 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
- ⑥ 電話料料金の割引制度の活用
- ⑦ 事務用品の一括購入の推進
- ⑧ 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度等の活用）
- ⑨ 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2. 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、利用方法等を踏まえながらできるだけ電子媒体化（ペーパーレス化）を図る。
- ・ 紙での出力が必要な場合は、両面・縮小としたコピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、イントラネットへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はイントラネット、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。
- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ O A 機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

【事務所賃借料の見直し】

- ・ 事務所周辺の不動産情報を入手し、交渉を積極的に行うことにより、事務所借料の削減を図る。

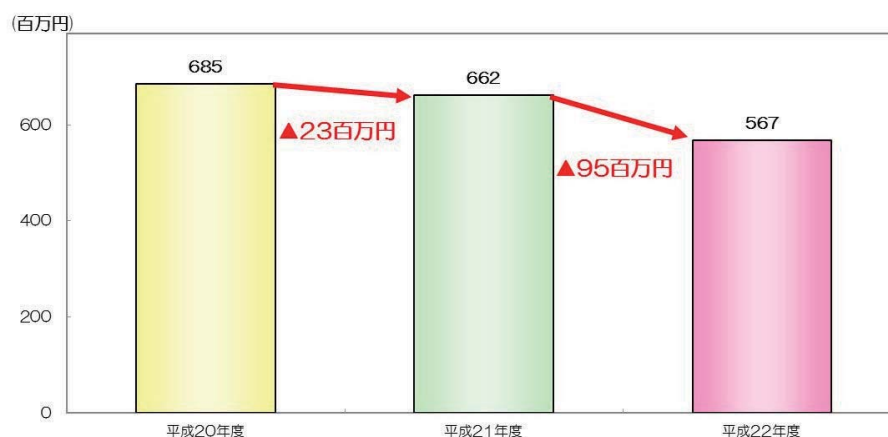
2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く。）について、平成23年度予算編成過程で決定された効率化係数（一般管理費 0.96、業務経費 0.98）に基づき、前年度予算に対して、一般管理費4%程度、業務経費2%程度に相当する額を削減する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ネットワーク端末機導入に伴い、事務室のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還及び賃借料の値下げ交渉を実施し、節減を図った。

事務所賃借料の節減状況



（中期目標）

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（中期計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

（年度計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

契約に関しては、中期計画に基づき、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

○ 契約件数及び契約金額の状況

① 一般競争入札の状況

平成22年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、1.8億円減少した。

入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、93件と大幅に増加（58件増）した。

② 競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成22年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、32件と増加（18件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、6.1億円と増加（4.7億円増）した。

③ 競争性のない随意契約

平成22年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、86件と大幅に減少（57件減）し、契約金額で36.9億円に比べ、29.0億円と減少（7.9億円減）した。

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9	93	10.0
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2	4	3.8
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1	32	6.1
競争性のない随意契約		143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	86	29.0
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	211	45.1

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

随意契約の見直しとして「平成 19・20 年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成 20・21 年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成 22 年度（第 1～第 4 四半期分）一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日付閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成 21 年 12 月 15 日付理事長達（経理）第 23 号）により、平成 20 年度に締結した 1 者応札・1 者応募 34 件、競争性のない随意契約 89 件、及び 19 年度以前に締結した複数年契約、平成 21 年度の事前検証（平成 21 年 12 月 15 日以降の契約及び締結が予定されている調達案件）34 件、平成 21 年度上期（4 月～9 月）の物品調達に係る一般競争契約であって、落札率が 90%以上、かつ、入札における応札者が二者以上であったものについて 5 件のそれぞれについて点検・見直しを行い、平成 22 年 6 月に随意契約等見直し計画を策定し、ホームページに掲出し公表した。

今後は、締結された契約についてはその改善状況をフォローアップし、契約監視委員会の審議概要とともにホームページに掲出し公表する。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成 22 年度においては、監事監査については本部外 18 支所（4 主管支所及び 14 支所）、会計監査人については本部外 2 主管支所の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則 2 年に 1 回、支所は原則 3 年に 1 回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年 2～3 主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が 1 千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に従い平成21年12月15日に設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」に於いて、平成21年度に、平成20年度・21年度の契約につきその透明性・公平性について再度厳格な見直しを踏まえ、当年度は、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善により、引き続き透明性・公平性の確保に努められたい。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

2) 中期計画達成に向けた次年度の見通し

引き続き、契約に関し国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、22年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 平成22年度の競争性のない随意契約86件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	55件	567百万円
事務所清掃業務	4件	9百万円
事務所移転に伴う原状回復工事	5件	24百万円
事務所設備工事（東京主管、静岡支所改修）	2件	30百万円
療護センター等運営委託費	7件	2,208百万円
自動車アセスメント試験車両購入	12件	63百万円
21年度財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
合 計	86件	2,903百万円

（注1）金額は、四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について

- ・東京主管支所は貸主が2社である。
- ・仙台主管支所、福岡主管支所、静岡支所については、事務所移転により契約先がそれぞれ2社である。

2. 内部統制のための取り組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

3. 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記2による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を22年度監査の重点項目（中期目標）に掲げ、監査を実施した。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成22年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定を行っている。

なお、平成22年度においては、千葉療護センターが高度先進医療機器（磁気共鳴断層撮影装置）の購入・据付1件、また、各主管・支所において使用する自動車計3件16台を総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

① 提案者に求める内容等の妥当性

② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定

③ 提案書の特定

④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項について審査を行っている。

なお、平成22年度においては、7件の企画競争を実施している。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

4. 1 者応札・1 者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1 者応札・1 者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定する。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とする。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答する。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととする。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考とする。

5. 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成22年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図る。

(中期計画)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。

(年度計画)

- ① 講習内容及び診断内容の充実・改善
 - ア 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境に依りて適切に講習用テキストの改訂を行います。
 - イ 受講需要に適切に対応した受診機会を提供するため、インターネットを活用した新適性診断システム（ナスバネット）及び同システムによる貸出機器の利用促進を図ります。
 - ウ より事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断の普及促進を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 平成22年度は、運行管理者補助者制度が定着し基礎講習の受講需要は横ばいになることが予測されることから、講習全体で前年度と同程度の開催回数を設定することとした。
- 飲酒運転防止等に関し省令等が改正されることを踏まえ、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等を徹底するため、点呼に関する記述内容を充実させ、受講者が自社において点呼の実施に関して活用しやすいテキストの改訂を行うとともに、受講者の理解を深めるため点呼に関する視聴覚教材を作成することとした。
- 遠隔地の事業者等の受診を促進するため、契約事業者 i-NATS 及び貸出機器による適性診断の利用促進を図ることとした。
- 事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断の普及促進を図ることとした。

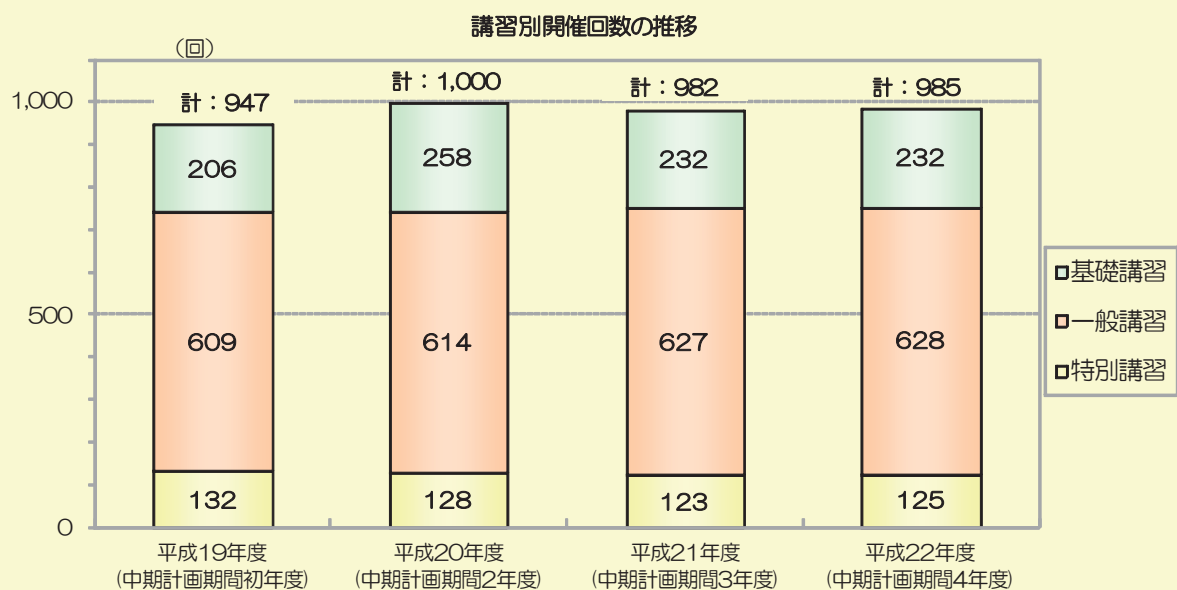
◎ 当該年度における取組み及び次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

○ 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習回数の設定

平成22年度の講習会については、運行管理者補助者制度の定着により、前年度と同程度の受講者需要が見込まれることから、基礎講習の開催回数を前年度と同じ232回開催する等適切な対応を図った。

なお、一般講習等を含む講習会全体では、985回の講習会を開催した。



【講習実施風景】



○ 講習用テキストの改訂について

受講者が自社において事故防止に関する指導に活用しやすいテキストとなるよう所要の改訂を行った。本年度は省令等の改正を踏まえ、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等を徹底するため、点呼の実施に関する記述内容を充実させるとともに、視聴覚教材「点呼（日々の安全運行のために）」を作成した。

【講習用テキストの掲載例】



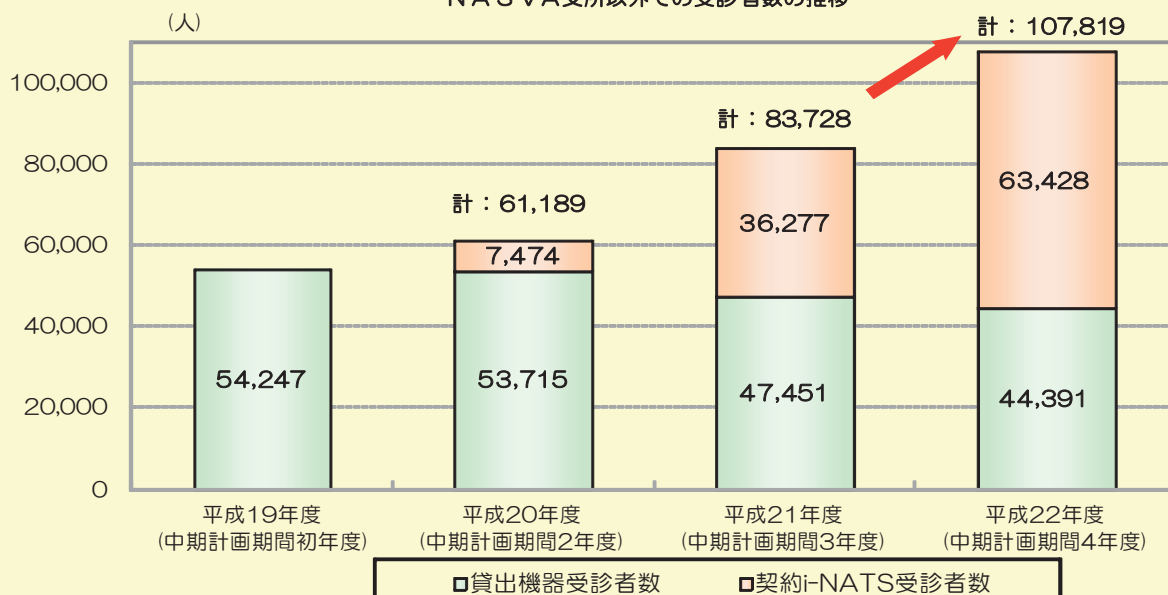
【視聴覚教材の掲載例】



○ 契約事業者 i-NATS 及び貸出機器による適性診断の利用促進について

契約事業者 i-NATS による診断の促進及び NASVA 支所から遠隔地にある事業者を中心に貸出機器による診断の促進を図ったことにより、NASVA 支所及び出張診断以外での受診者数は 10 万人を超え、定期診断受診者の 38.8% を占めるまでになった。

NASVA 支所以外での受診者数の推移



○ カウンセリング付一般診断の普及促進について

事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断を全支所で2,498人に対して実施した。これは一般診断を受診した277,632人の0.9%に相当する。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、事業者へi-NATSによる適性診断の受診促進を図ります。既存の貸出機器は平成22年度末で廃止したため、後継の貸出i-NATSの利用促進を図る。また、事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断を事務所内外で積極的に行うべく普及促進を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

【カウンセリング付一般診断受診促進チラシ】

事業主様の声におこたえします

カウンセリング付き定期診断のご案内

NASVA 交通安全・安心のパートナー
独立行政法人自動車事故対策機構

事故を起こしたことがないから、
日頃の運転ぶりについて
あまり振り返ったことがないなあ。

事故を未然に防止するために、『振り返り』は極めて重要です。
日頃の運転ぶりについて、一緒に考えてみましょう。
NASVAのカウンセラーがお手伝いします。



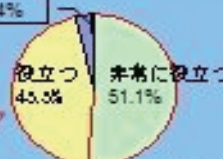
日頃の運転ぶりを自己チェック
あなたの安全運転をサポートします

お客様の声

カウンセリング付き定期診断のカウンセリング内容は、今後の安全運転に役立つという方の割合

**96.6%の方が、
今後の安全運転に役立つ
と好評!**

どちらでもない・役に立たない等3.4%



役立つ 45.5% 非常に役立つ 51.1%

(平成27年度調査結果)

受診者の声

- 普段気づかない自分の日頃の運転ぶりが確認できて良かった。
- 今後の安全運転にとても役立つ。
- NASVAのカウンセラーが受診者の立場になって話を聞いてくれて、また、安全運転に役立つ点、危険な点を分かりやすく話してくれるので、とても良かった。
- またぜひ受診したいと思う。

事業者の声

- カウンセリング付き定期診断を受けて、ドライバーの運転ぶりが好ましい方向に変わった。
- 運転者個人ごとの事故防止目標が立ててあって、非常に良かった。
- 自社の職員が指導を行うより、カウンセリング付き定期診断を受けた方が、ドライバーに効果的である。

(中期目標)

- ② 職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施する。

(中期計画)

- ② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。

(年度計画)

- ② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行います。
また、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、安全マネジメントに関するコンサルティング、講習及び運輸安全マネジメント評価等を実施します。
さらに、ドライブレコーダー等の運行管理を支援する機器等に関する講習を開催するとともに、新たにステップアップ化した運行管理者講習を試行します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 本部において、指導講習、適性診断等を行う職員の資質向上のために研修を実施することとした。
- 自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、以下の事業を実施することとした。
 - ・全国50支所において、安全マネジメントコンサルティングを実施する。
 - ・本部において、大規模セミナーを開催する。
 - ・全国50支所において、安全マネジメント講習会を開催する。
 - ・各主管支所及び一部支所において、安全マネジメント内部監査講習会を開催する。
 - ・全国50支所において、安全マネジメント支援ツール講習会を開催するとともに、主管支所において新たにステップアップ化した運行管理者講習を試行する。
 - ・運送事業者及び事業者団体等の要請に基づき安全マネジメント等に係る講師を派遣する。
 - ・運輸安全マネジメント評価事業を実施する。

◎ 当該年度における取組み及び次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 職員の資質の向上等を目的に、次のとおり研修を実施した。
 - ・安全マネジメント担当者等研修
新たに選任された安全マネジメント業務を担当する職員（49名）に対し、安全マネジメント制度に関する最新の情報提供及び知識の習得並びに技能向上を図る研修を実施した。（4月）
 - ・アドバイザー・資格取得研修
新たに選任されたコンサルティング業務を担当する職員（60名）に対し、コンサルティング手法の習得及び技術の向上を図る研修を2回実施した。（5月、12月）
 - ・アドバイザー・スキルアップ研修
コンサルティング業務を担当した職員（35名）に対し、コンサルティングの手法及び技術の向上を図る研修を3回実施した。（5月、12月、3月）
 - ・指導主任者教育訓練研修
指導主任者（67名）に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導の質の向上を図った。（各主管支所において半期毎に1回）

○ 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、全国で116件（バス43件、ハイタク42件、トラック30件、その他1件）の安全マネジメントコンサルティングを当該事業所（本社、営業所等）で実施した。

【事業者からのコメント】

「ドライバーのコミュニケーションが良い方向に変わった。」「社員の更なる意識改革が図られたと思う。」「安全に対する進むべき方向が見え必要なことを割り振りしていく段取りができた。」「管理職及び乗務員の安全運行、事故防止に対する意識向上により事故発生件数も大幅に減少することができた。」など

【コンサルティング実施風景】



（ザ・タクシー 2011年4月号）

ナスバの安全マネジメントコンサルティング

全国で契約件数が倍増

事故防止の実績着々と積み上げて

NASVAの安全マネジメントコンサルティングは、交通事故防止の取り組みを支援するサービスとして、全国に広がっています。11月現在、タクシーの契約件数は前年比で倍増しています。これは、交通事故防止の取り組みが、事業者の安全意識を高め、事故防止に効果的であることが、業界内外で広く認識されているからです。また、NASVAの安全マネジメントコンサルティングは、交通事故防止の取り組みを支援するだけでなく、事業者の安全意識を高め、事故防止に効果的であることが、業界内外で広く認識されているからです。

○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かしていただけるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講演を中心とした大規模なセミナーを東京で開催した。

【経営者等からのコメント】

「安全マネジメントについての知識が広がった。事故防止担当業務をしていることから、視点を変えて見た気づきが興味深かった。」「事故ゼロを目指す様々な取組を学ぶとともに、改めて事故ゼロを実現することの難しさを再認識できて、有意義でした。」など

【セミナー実施風景】

・本部主催

『第5回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成22年10月19日（火）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム

（東京都千代田区）

参加者：経営者等851名（平成21年：776名）



○ 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的とした、安全マネジメント講習会を全国46支所で94回開催し、3,882名の経営者等が受講した。

【経営者等からのコメント】

「マネジメントの取組み方法の要点を理解しやすく教えてくれた。」「安全マネジメントの重要性を再確認することができた。」など

【講習実施風景】



○ 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした内部監査講習を全国42支所で60回開催し、1,271名の監査担当者等が受講した。

【監査担当者等からのコメント】

「内部監査の目的が改めて確認できた。」、「グループ討議において具体的な監査方法のケーススタディがあり内部監査の観点がよく分かった。」など

【講習風景（グループ討議）】



○ 安全マネジメント支援ツール講習会

運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するための安全マネジメント支援ツール講習会を実施した。

更に、従来の講習内容に危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法を盛り込み、営業所等において実践できることを目指す内容を加え、ステップアップした講習を一部主管支所で試行的に実施した。これらの講習会に、全国40支所で57回開催し、1,277名の自動車運送事業の運行管理者等が受講した。

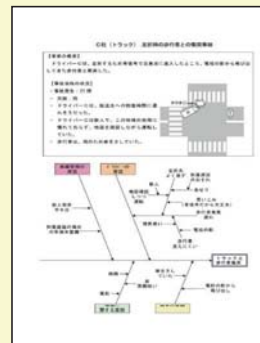
【運行管理者等からのコメント】

「デジタル式タコグラフ、ドライブレコーダーの危険予知トレーニング活用方法について理解することができた。」、「ヒヤリハットアンケートを早速営業所で事故防止教育に活用したい。」、「グループ討議での事故事例分析の手法を営業所でも活用したい。」など

【講習実施風景】



（講習新テキスト）



○ 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師として、NASVA職員を全国で321件派遣した。

【事業者等からのコメント】

「法令遵守の意識が高まった。」、「運行管理者の安全意識が向上した。」、「資料が豊富でありディスカッションができたので安全意識の理解が深まった」など

【講師派遣風景】



○ 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着状況の確認及び助言等を行う運輸安全マネジメント評価事業を平成21年10月から開始し、平成22年度は、全国で27件実施した。

実施にあたり、安全評価員の育成が必要であることから、国土交通省主催の研修等を修了した安全評価員候補者23名を対象として「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図った。

また、新たに、運輸安全マネジメント評価を実施する安全評価員28名を対象に、「安全評価員研修（評価チームリーダー育成研修）」を11月に実施し、同評価終了時に事業者に交付する「評価報告書」の作成に係るスキルアップを図った。



【実施風景】



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、本部において、指導講習、適性診断等を行う職員の資質向上のために研修を実施する。また、自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築と情報提供を図るため、安全マネジメントセミナーを開催するとともに、事故防止に関するコンサルティング、講習及び運輸安全マネジメント評価事業等の取組みを本格化する。

また、従来の安全マネジメント講習に、IT機器の活用や交通事故の要因分析手法等に関する内容を盛り込んだステップアップ化した講習を本格実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

③ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高める。

（中期計画）

③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

（年度計画）

③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成22年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

年度計画による施策を実施することにより指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する5段階評価の調査を実施し、4.0以上の評価を獲得することとした。

◎ 実績値

1) 平成22年度における取組み

○ 受講者・受診者、事業者に対する安全対策への支援効果に関する調査を以下のとおり実施した。

【調査概要】

・調査期間：平成23年1月～23年2月

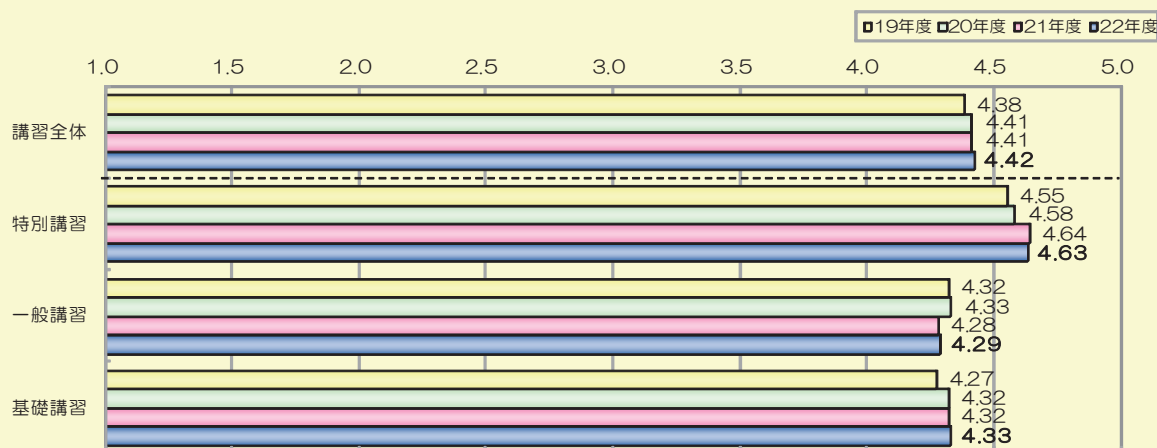
受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	5,810	4,320	320	3,030	2,000
回収件数	4,850	3,540	231	2,780	900
回収率	83.5%	81.9%	72.2%	91.7%	45.0%

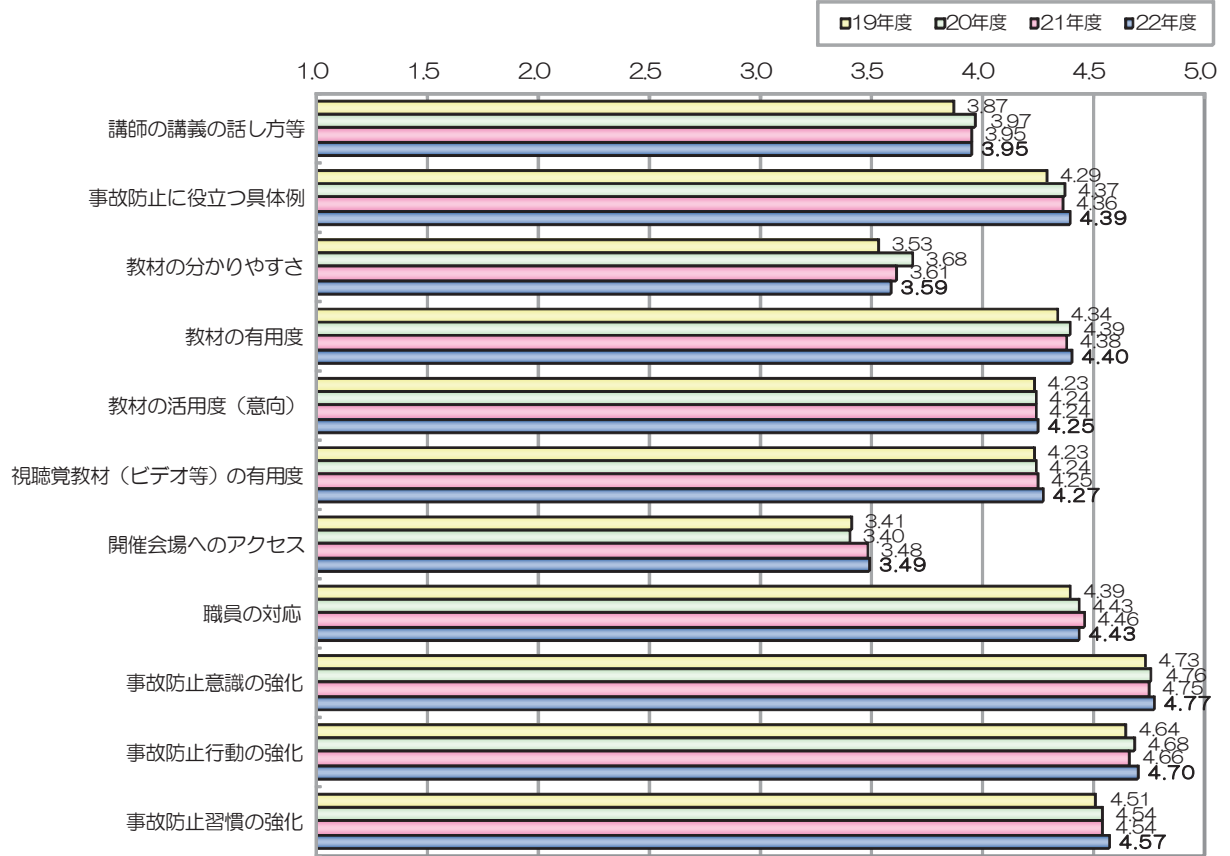
○ 受講者の評価度

講習全体で目標値の4.0を上回る 4.42の評価を得た。

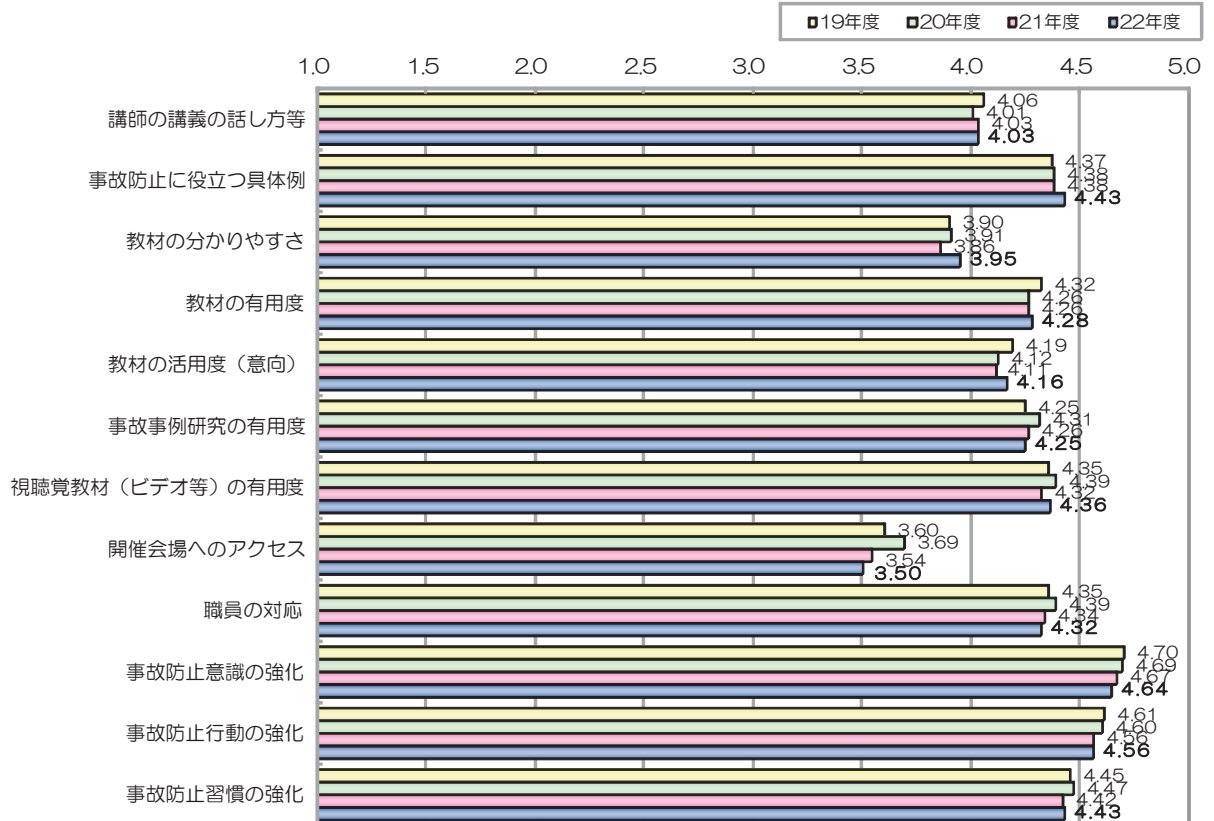
受講者における安全対策への支援効果に関する評価度



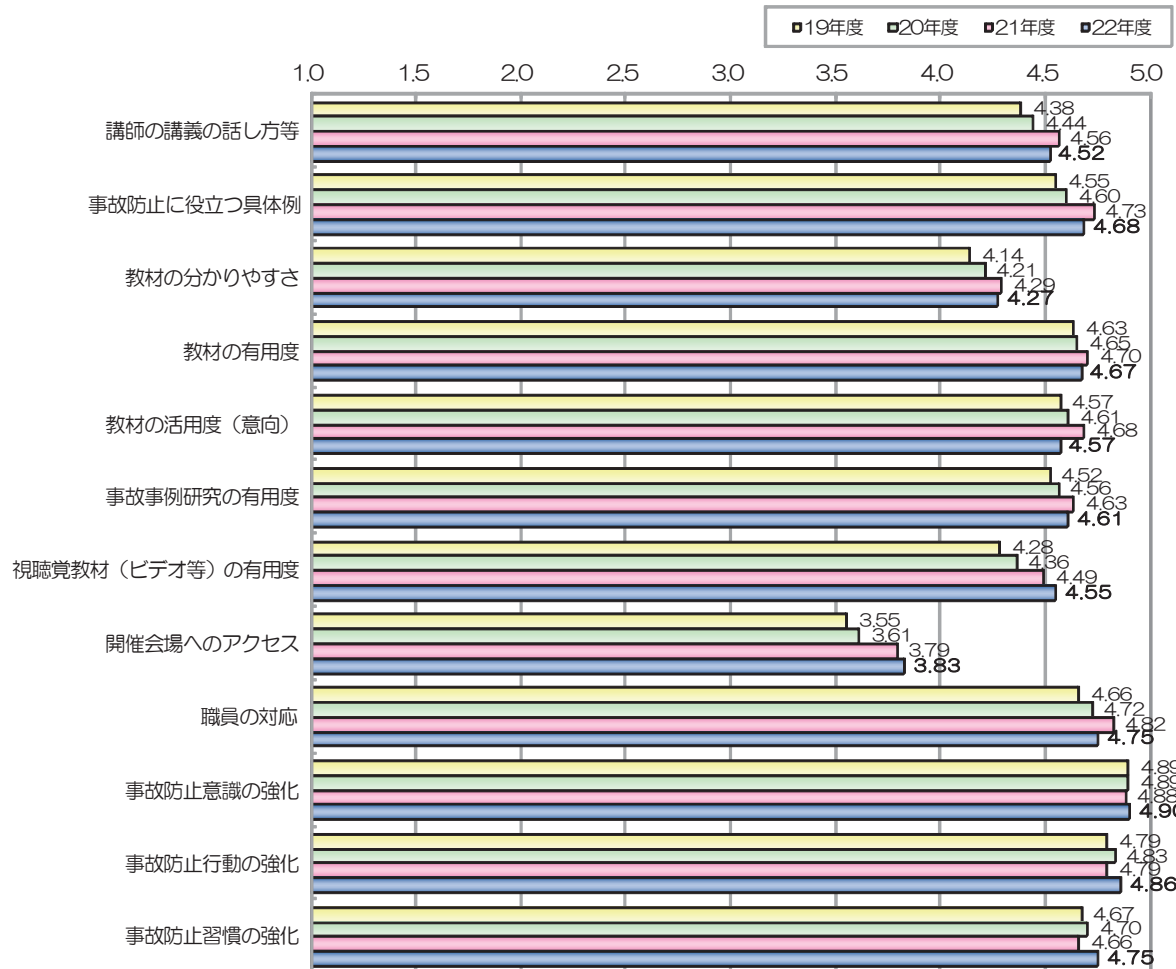
【基礎講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【一般講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



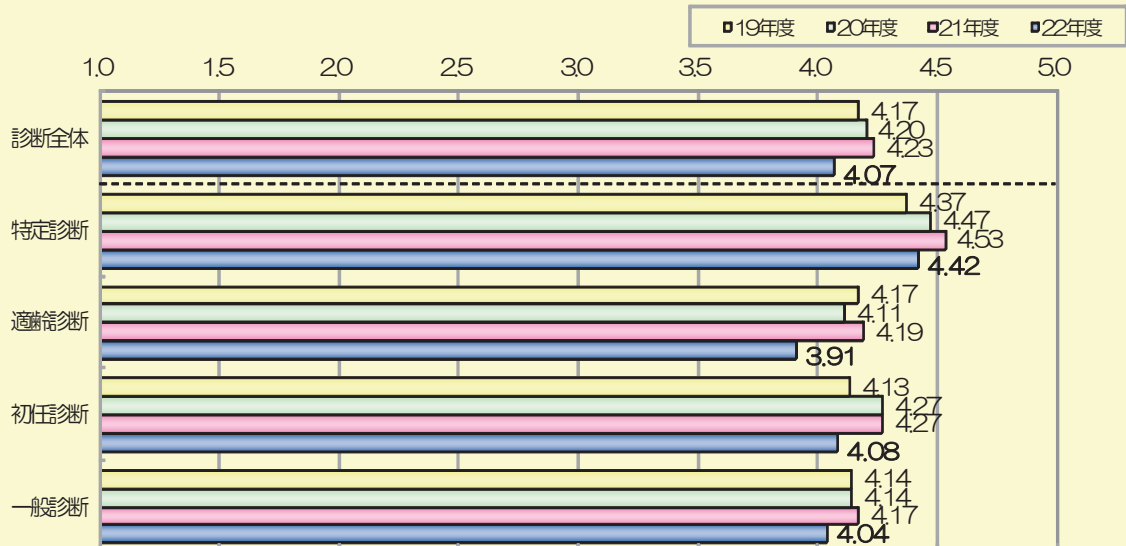
【特別講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



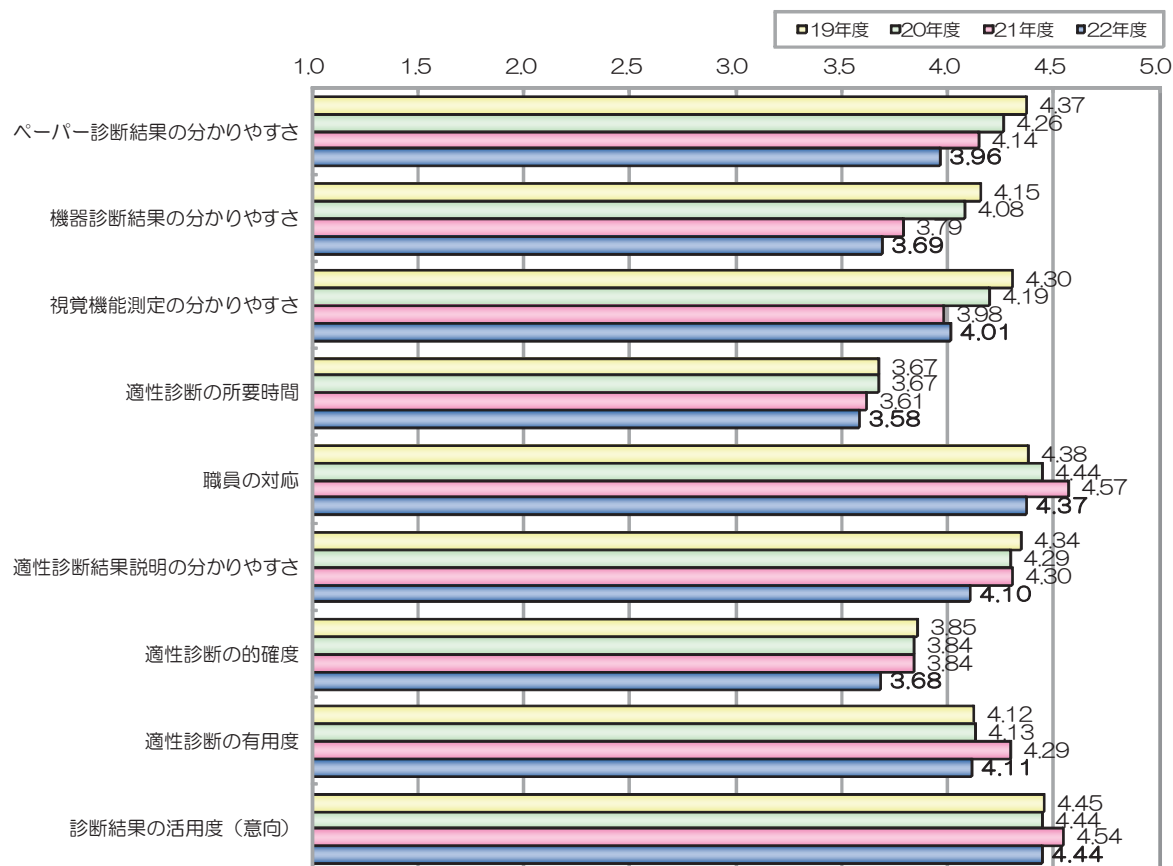
○ 受診者の評価度

診断全体で目標値の4.0を上回る4.07の評価を得た。

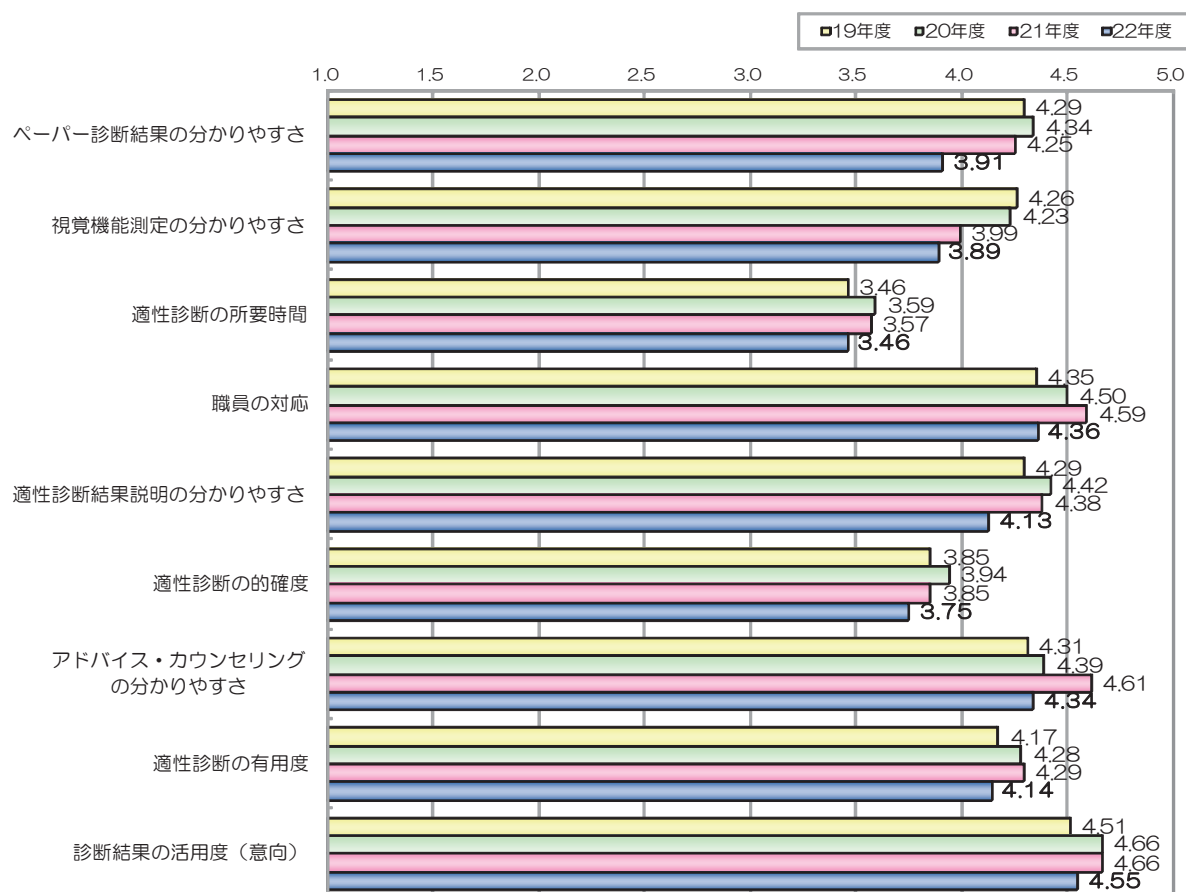
受診者における安全対策への支援効果に関する評価度



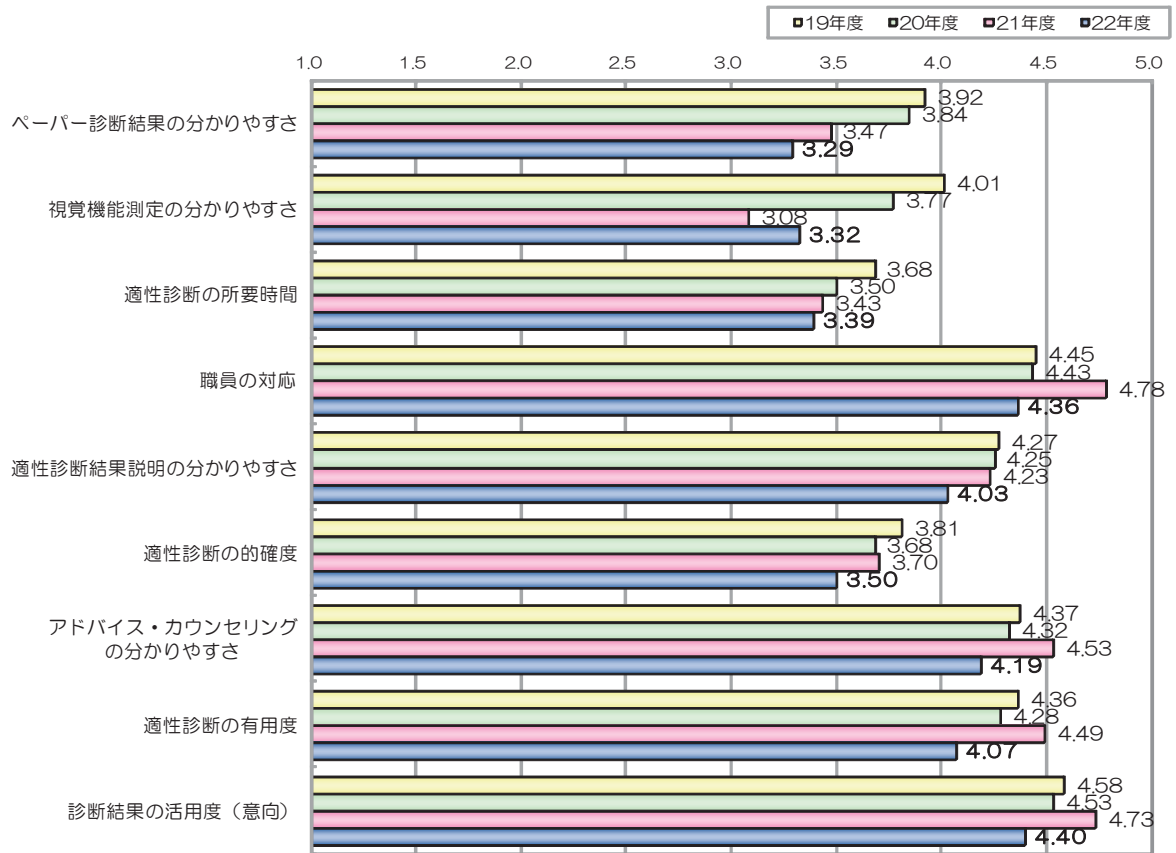
【一般診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



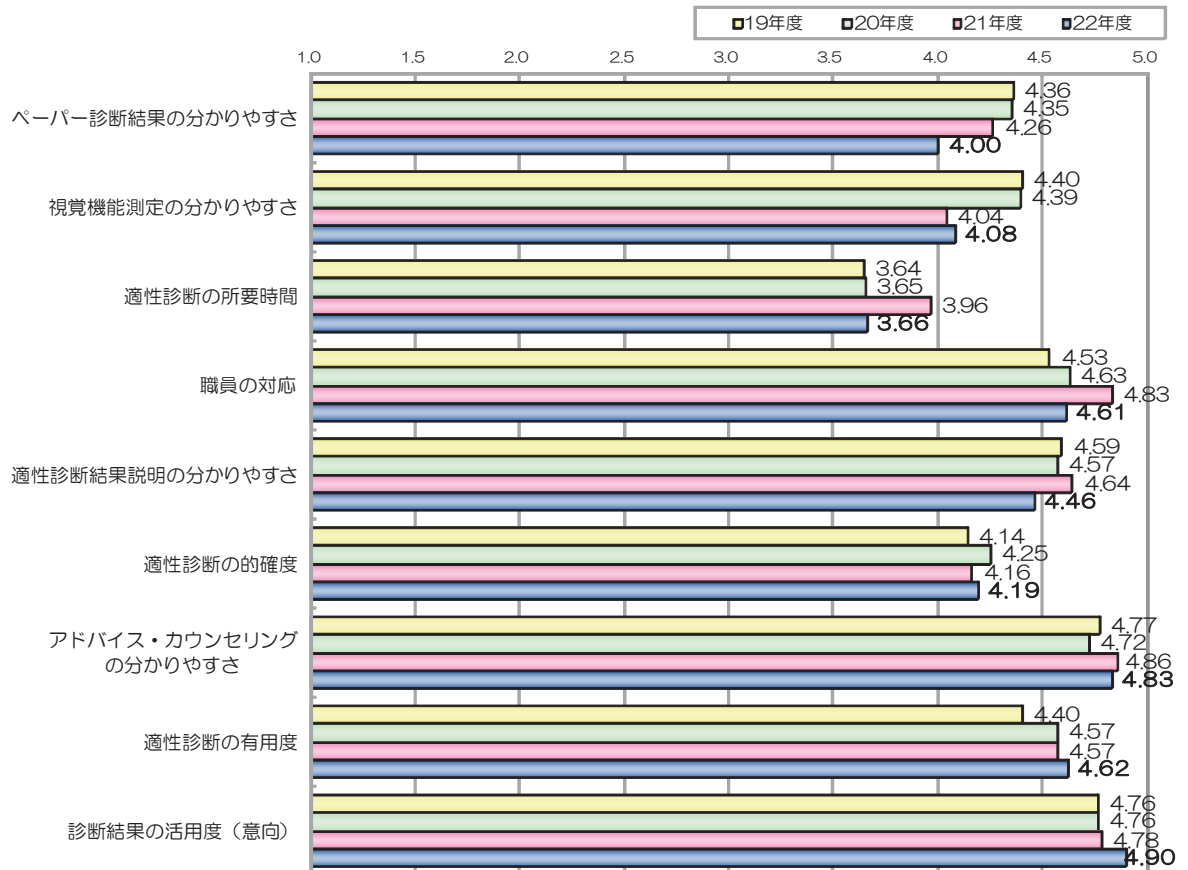
【初任診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【適齢診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価

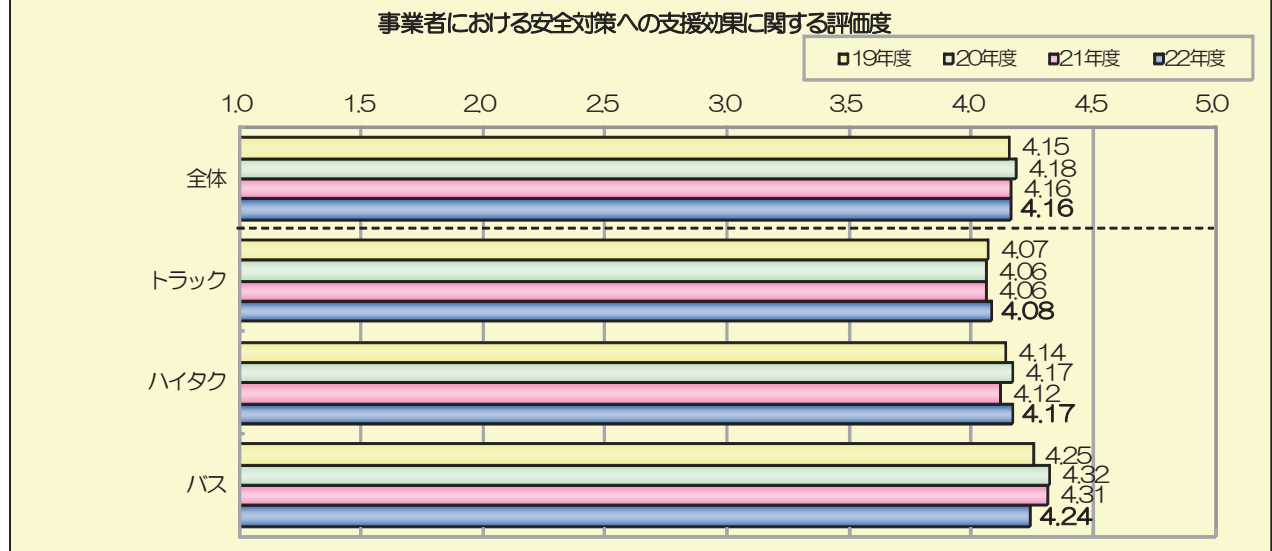


【特定診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



○ 事業者の評価度

指導講習・適性診断全体で目標値の4.0を上回る4.16の評価を得た。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、受講者・受診者及び事業者に対する調査を実施するとともに、調査結果を分析のうえ業務の充実、改善を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

(中期目標)

新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等について積極的に認定取得を支援する。

(中期計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。

(年度計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関する情報提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。

◎ 目標及び目標設定の考え方

- 事業用自動車の事故防止の観点から、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、適性診断に関する情報提供を行うなど積極的に支援する。また、既に実施機関となっている団体等については、適性診断員等に対する教育訓練の実施等診断レベルの維持・向上のための支援を行うこととする。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 新たに認定機関になろうとする民間団体に対して、以下の研修を実施した。
 - ・カウンセラー資格要件研修（6団体8名）
 - ・カウンセラー教育訓練（2団体2名）
 - ・指導主任者資格要件研修（8団体10名）
 - ・指導主任者教育訓練（1団体1名）
- 既に認定機関である民間団体に対して、以下の研修を実施した。
 - ・指導主任者資格要件研修（4団体6名）
 - ・指導主任者教育訓練（8団体16名）

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き次年度においても、新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施することとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成22年度にNASVAが研修を実施した8団体のうち3団体（うち1団体は平成23年5月認定）が新たに認定を受けるに至った。

(3) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却^(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(年度計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成22年度中の脱却^(注5)者の総数を15人以上とします。また、引き続き、改善指標（ナスバスコア）を活用した治療改善度を公表するとともに、治療改善度の分析を行います。

なお、療護施設機能の一部委託先病院においても、引き続き入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行います。また、引き続きメディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行います。

(注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式

(注4) 継続した受持看護方式

(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善

(注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

◎ 年度計画における目標設定の考え方

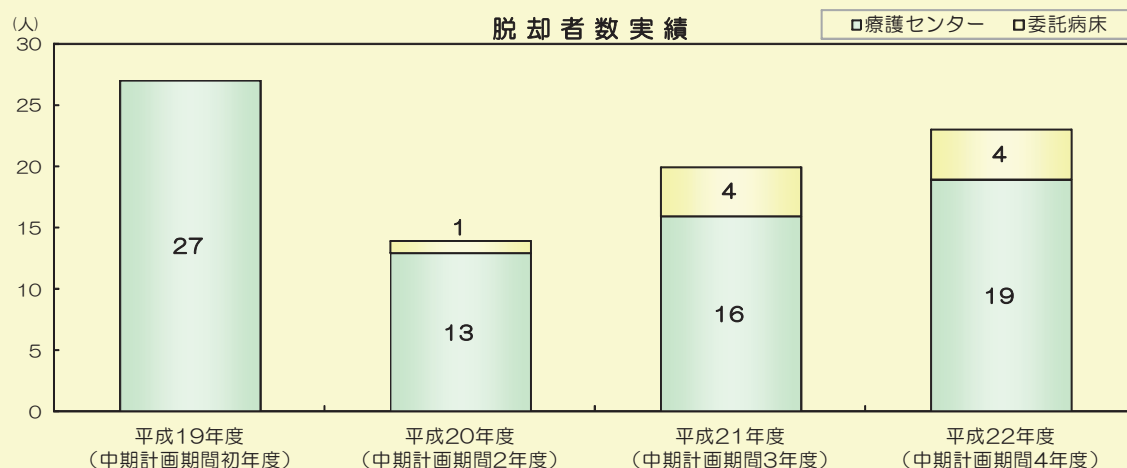
- 療護センターにおける脱却者数を中期目標期間の5年間で75人以上とするため、年間15人以上とすることとした。
- 療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価するナスバスコアにより、治療改善度を公表するとともに、治療改善度の分析を行うこととした。
- メディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対するきめ細かい支援を実施することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行い、平成22年度中の療護センターにおける脱却による退院患者数が19人あり、中期計画の5年間で75人以上に対し、平成19～22年度の4年間で75人となり目標を達成した。

また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、平成22年度中の脱却による退院患者数が4人あった。



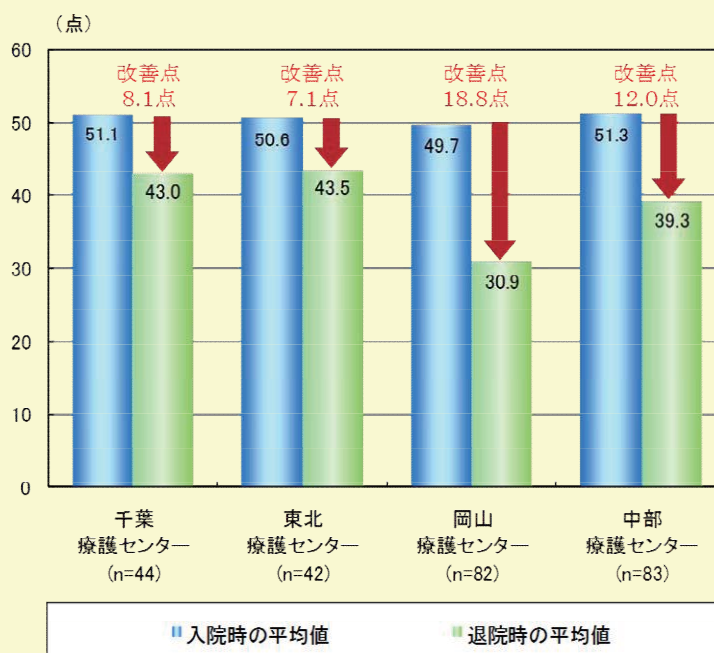
- 昨年度に引き続き、4療護センターにおける治療改善効果分析を行い、今年度は新たに、4療護センター別の分析結果についても公表を行った。

昨年度の分析結果では、入院時における3つの要素、すなわち「ナスバスコアが良いほど」、「事故後経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があることが明らかになったが、平成22年度の4療護センター別の分析によると、入院から退院までのスコア平均値の変化（以下「改善点」という。）が最も大きかった岡山療護センターでは、事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者が全体の半数以上を占めており、さらに改善点が2番目に大きかった中部療護センターでも事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者の割合が約35%となっている。

こうしたことから、入院時における3つの要素の中でも特に事故後経過期間がより短いことが治療改善効果に大きな影響を与えているものと考えられる。

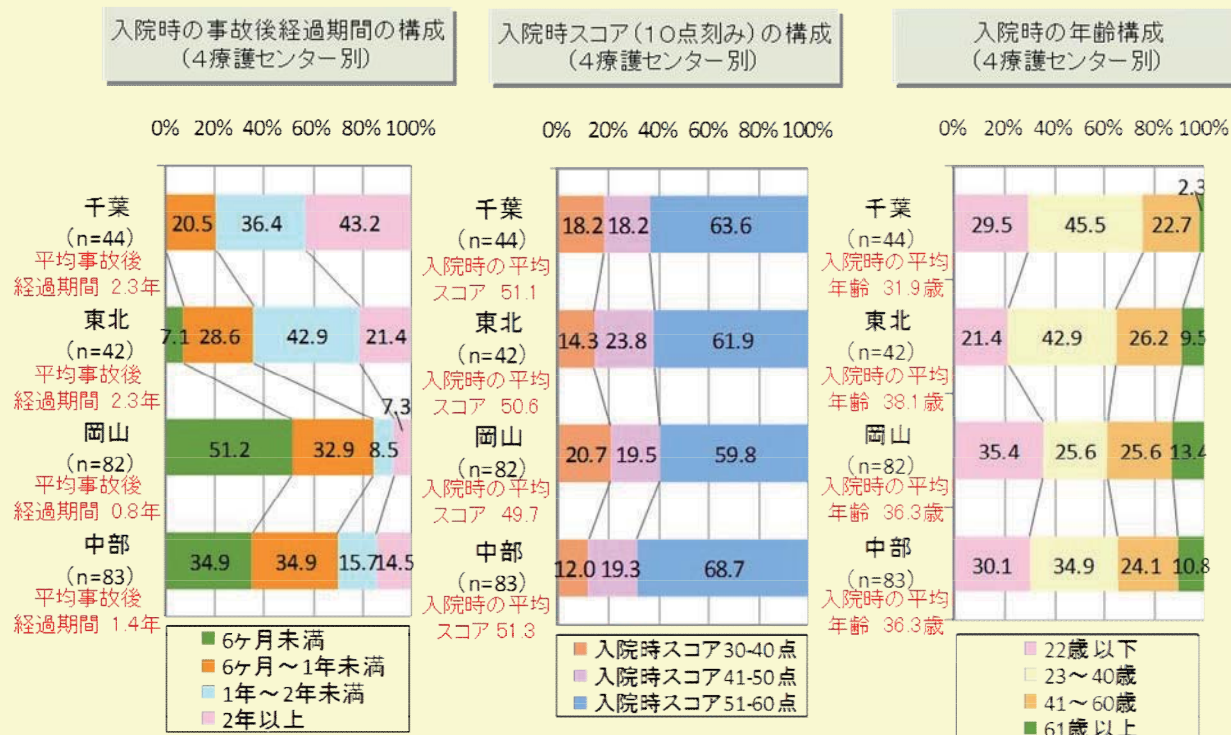
また、2委託病床についても、開設から期間が3年間で短く、分析対象患者も少ないところであるが、参考として、4療護センターと同様の分析を初めて行った。

4療護センター別の入院から退院までのスコア平均値の変化



※「n」とは、対象者数を表す。以下同じ。

○4療護センター別の入院時における事故後経過期間、スコア及び年齢の構成比・平均値



【参考】療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害重症度評価表」(ナスバスコア)

NASVA 遷延性意識障害重症度評価表 (改善指標)

	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自発運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位交換が可能、車いすに乗せると不十分でも自力で浮かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養(胃ろう又は経鼻)	□ほとんど経管栄養 □ソップを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大略可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全粥、キザミ食を全量介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□定期的に排便、排尿させることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、周囲にわかる(独自の)教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視する、TVを凝視するが、内容を理解していないと思われる	□近親者を判別し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声(うめき声)等があるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語があるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返事がある □気切の場合、呼名に対する口の動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検者の口真似をする	□簡単な問いかけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問いかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ(命令)に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることもあるが、意思疎通は図れない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

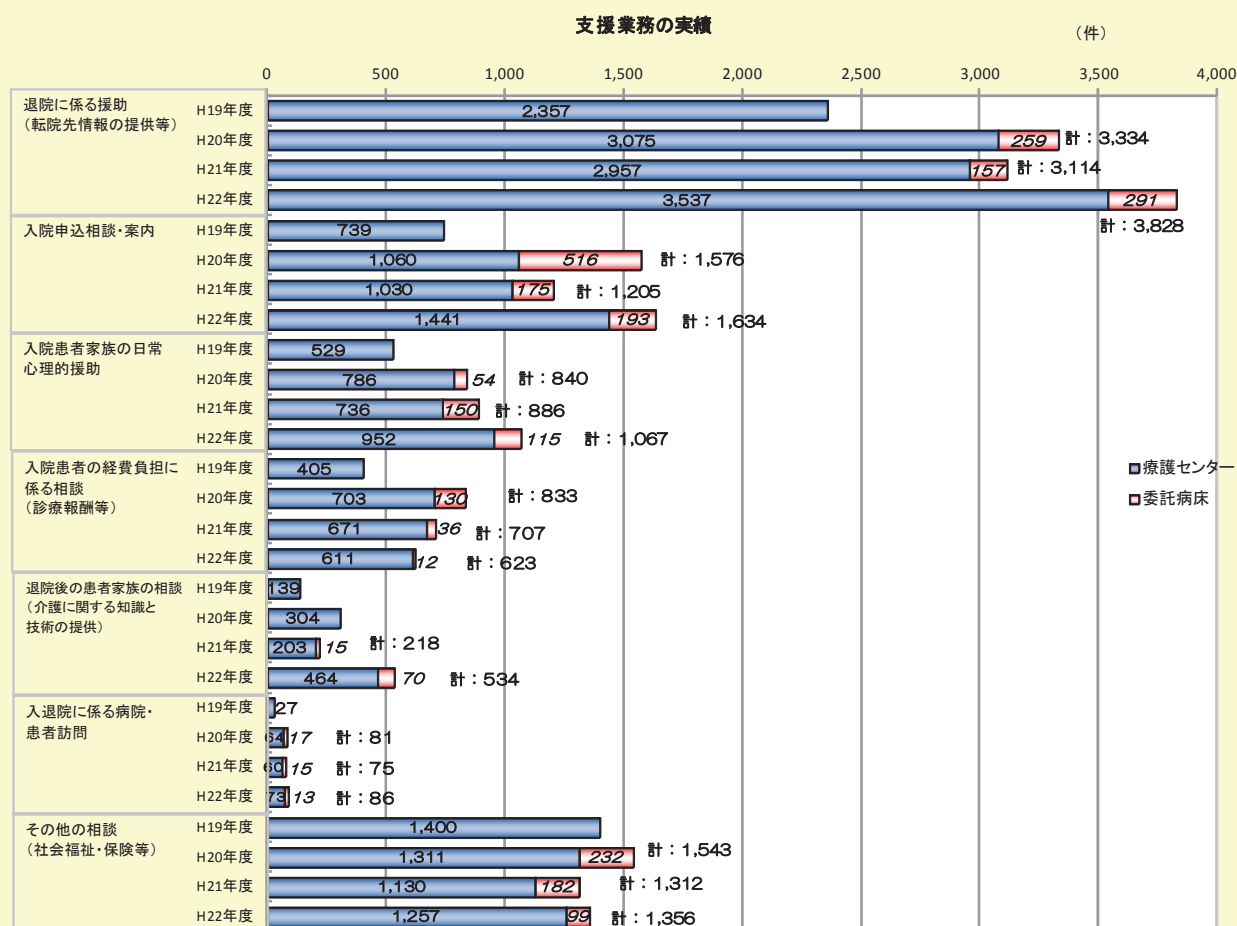
※入院要件：上記6項目全てにおいて5点以上の症状が認められる場合(合計30点以上)。

※脱却基準：療護施設入院患者の退院(＝脱却)の判断は、合計得点が20点以下と判断された場合。

※例えば、認知機能5点の改善とは「開眼しても瞬目反射なし」(10点)だった方が、「近親者を判別し、表情の変化がある」(5点)となった場合。

○ 各療護施設におけるメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する転院先情報の提供や入院申込に係る相談・案内等の支援業務の実績は、9,128件（前年度比21%増）であった。相談内容としては、療護施設退院後の受入施設（転院先）の確保が容易でないことから、退院にかかる援助の件数が多く、支援業務全体の4割を占めている。

なお、22年6月に各療護施設のメディカルソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、各施設の現状や課題について情報交換、業務検討を行い、患者家族への助言等へ反映した。



※平成20年度～22年度の実績は、委託病床の実績を含む。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成23年度中の脱却による退院者の総数を15人以上とする。また、引き続き、改善指標（ナスバスコア）を活用した治療改善度を公表するとともに、治療改善度の分析を行う。

なお、療護施設機能の一部委託先病院においても入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行う。

また、引き続きメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行う。

さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを試験的に導入し、その効果について検証を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

（中期計画）

- ② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナースングによる看護技術の開発・向上を図ります。

（年度計画）

- ② 設備の更新計画に基づき、千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MR I）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナースングによる看護技術の開発・向上を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MR I）を更新することとした。
- 地元大学等と連携し、研究や研修員等の引き受けを行う。
また、療護センター長等の会議を開催し、情報交換、業務検討を行うとともに、療護センターにおいて職場内研修を実施し、治療・看護等へ反映することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MR I）については、平成23年2月に機器の導入を完了した。

千葉療護センター

磁気共鳴断層
撮影装置
（MR I）



○ 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

センター長、総看護師長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ年1回開催し、療護施設間の連携を図るとともに、高度先進医療機器を活用した治療、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換、業務検討等を行った。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

- ・ 中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）を更新する。
- ・ 地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングの特長を活かした看護技術の開発、向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを平成23年度より6療護施設に試験的に導入することから、本看護プログラムを円滑に導入するための研修を平成23年2月に千葉療護センターで3日間、平成23年3月に中部療護センターで3日間の合計6日間実施し、各療護施設の看護師（31名）が当看護プログラムの実践に必要な技術・知識を習得するなど、看護技術のレベルアップを図った。

【研修の様子】



（中期目標）

- ② 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。

（中期計画）

- ③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

（年度計画）

- ③ 引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、引き続き、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、地元大学等との連携をとりながら、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、15件以上の研究成果の発表を行うこととした。
- 短期入院協力病院の看護師等に対する研修を実施することとした。
- 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究の更なる推進及び知見等を普及促進することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、27件の研究成果の発表を行った。
 - ・重症頭部外傷慢性期患者の改善度と視床糖代謝の関連～FDG-PETによる検討～
 - ・MRSpectroscopy (MRS) による遷延性意識障害患者の評価
 - ・頭部外傷後遺症・意識障害患者における聴性脳幹反応と拡散テンソルとの関係の評価
 - ・外傷後遷延性意識障害例における脳波と脳磁図の棘波検出度
 - ・触覚の違いが筋緊張に及ぼす影響
 - ・ADL場面における半側空間無視が改善した慢性期頭部外傷症例
 - ・慢性期の左半側空間無視患者に、「左側に注意しなさい」と指導することは妥当なのか？
 - ・注視の実現にヘリウム風船が有効だった1例
 - ・頭部外傷後遷延性意識障害に対する高気圧酸素療法の適応についての検討
 - ・慢性期重度脳損傷患者の骨密度について
 - ・頸部保持が可能になった遷延性意識障害患者の事例～背面開放座位との関連～

- ・ 情動障害患者への訓練導入方法の検討
- ・ 遷延性意識障害患者への音楽刺激評価～唾液アミラーゼを測定して～
- ・ 交通事故による慢性期重度脳損傷患者に対する合同訓練の試み
- ・ 意識障害患者に対する作業療法適応基準の検討
- ・ 誤嚥性肺炎を繰り返す要因とその対処方法
- ・ 気管カニューレ留置中の遷延性意識障害患者における気管内視鏡による肉芽形成の評価
- ・ 遷延性意識障害患者にみられた陳旧性関節突起骨折の1例
- ・ 頭部外傷後1年以上経過した慢性期に脳室腹腔シャントを施行し脳血流改善をみた一例
- ・ 長期臥床患者における炭酸ガス入り入浴剤を使用した足浴効果
- ・ 遷延性意識障害患者に合併する尿路結石について
- ・ 痙攣の前駆症状の発見と発作軽減に向けた看護～交通事故後25年経過した事例～
- ・ 造形FDG-PET/CTによる頸部頸動脈狭窄症術前評価撮影タイミングはいつか？
- ・ FDGとMethionine-PETによる骨膜種の悪性度評価
- ・ Dynamic 11C-Methionine PETによるAstrocytic tumorsと Oligodendrocytic
- ・ GBMに対するIMRTを用いた低分割大量放射線治療
- ・ 3 tesla multivoxel MR spectroscopy による頭部外傷後遷延性意識障害患者の評価

- 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、東北療護センターにおいて2病院3名、岡山療護センターにおいて3病院4名、中部療護センターにおいて2病院2名の合計7病院9名に対して実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項 目	内 容
全体	・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

○*「連携大学院」への参画

平成21年度から中部療護センターにおいて開設した「連携大学院」については、平成21年4月に1名、平成22年4月に1名の合計2名が入学し、平成22年7月に開催された第19回日本意識障害学会や同年10月に開催された（社）日本脳神経外科学会第69回学術総会の場において研究成果の発表を行っている。平成23年度においてもさらに1名の入学者が決定している。

※「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、「中部療護センターの運営委託先である社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

- ・療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において引き続き、研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。
- ・中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、引き続き、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ③ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護の機会を拡充する

（中期計画）

- ④ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。

（年度計画）

- ④ 療護施設機能の一部を一般病院へ委託することについて、拡充の必要性を検討します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

療護施設機能の一部を一般病院へ委託することについて、拡充の必要性を検討することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 平成23年2月に太田富雄大阪医科大学名誉教授を委員長とした有識者による「第1回委託病床の拡充にかかる検討委員会」を開催し、委託病床拡充の必要性、既設委託病床の実績評価、拡充が望まれる地域等について検討を行った結果、拡充が望まれる地域としては、近畿地方と関東地方において需要が高いことから、①大阪を中心とした地区と②関東の西部又は南部の地区を候補として選定した。

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

療護施設機能の一部を一般病院へ委託することの拡充について、拡充する地区及び委託する規模（病床数）等の検討を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 介護料支給等支援業務

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

(年度計画)

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図ります。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援サービスを実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報提供等を行うことで受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 重度後遺障害者に対して被害者等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図ることとした。
- 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施することとした。
- 新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援サービスを、各主管支所・支所において、実施計画に基づき、計画的に実施することとした。
- 機関誌「ほほえみ」やホームページを活用し、介護に関する知識・技術等の各種情報を発信することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

- 1) 平成 22 年度における取組み

○ 介護料の支給について

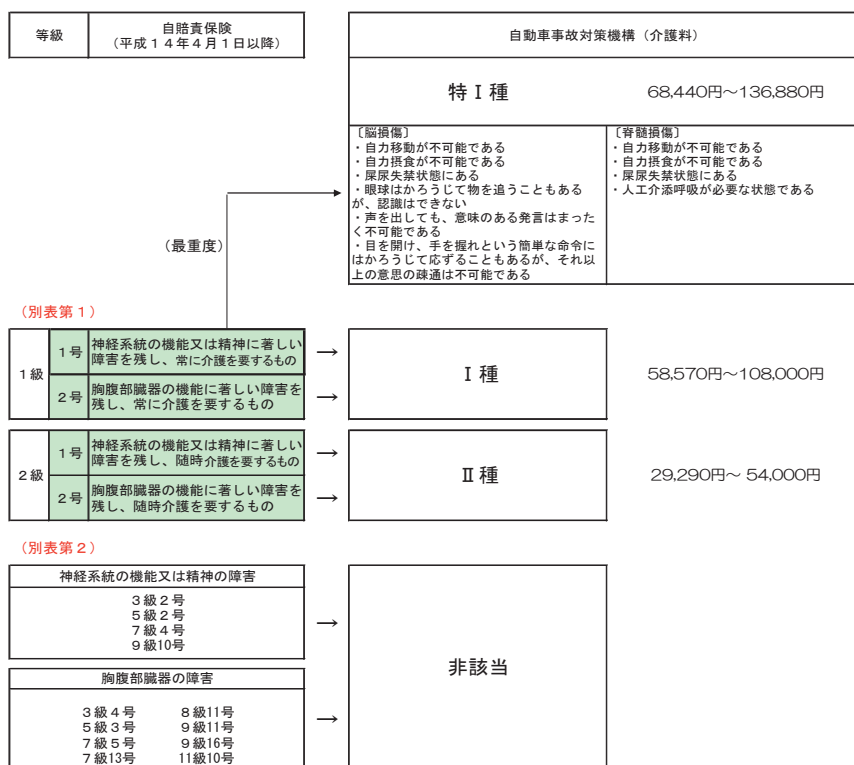
後遺障害の程度、介護の状況に応じて4,697人に対し、30億1,123万円を支給した。



介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

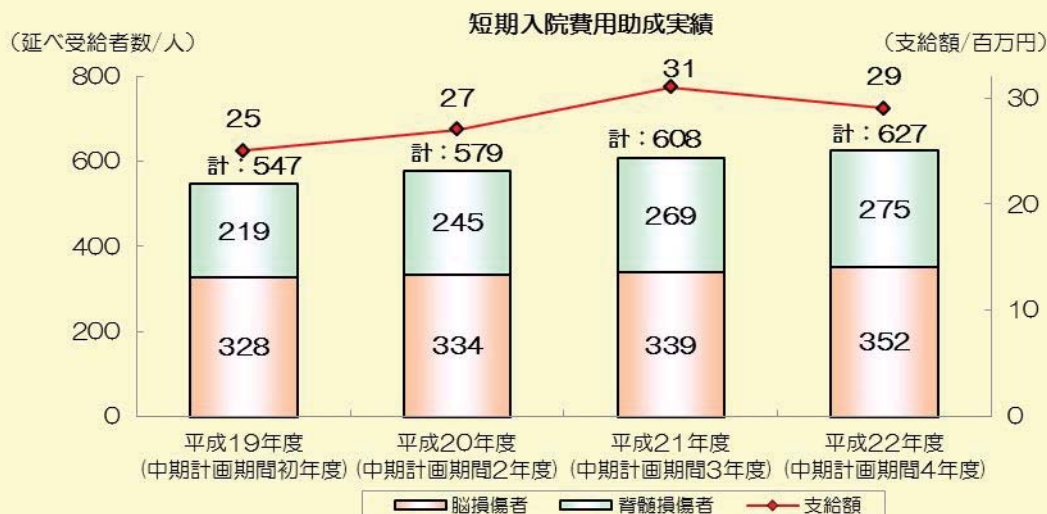
自賠責保険と当機構介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

○ 短期入院費用に係る助成について

短期の治療等を目的として病院等に入院・入所した627人の短期入院者に対して、患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金の費用の助成を行った。



短期入院費用の助成制度※

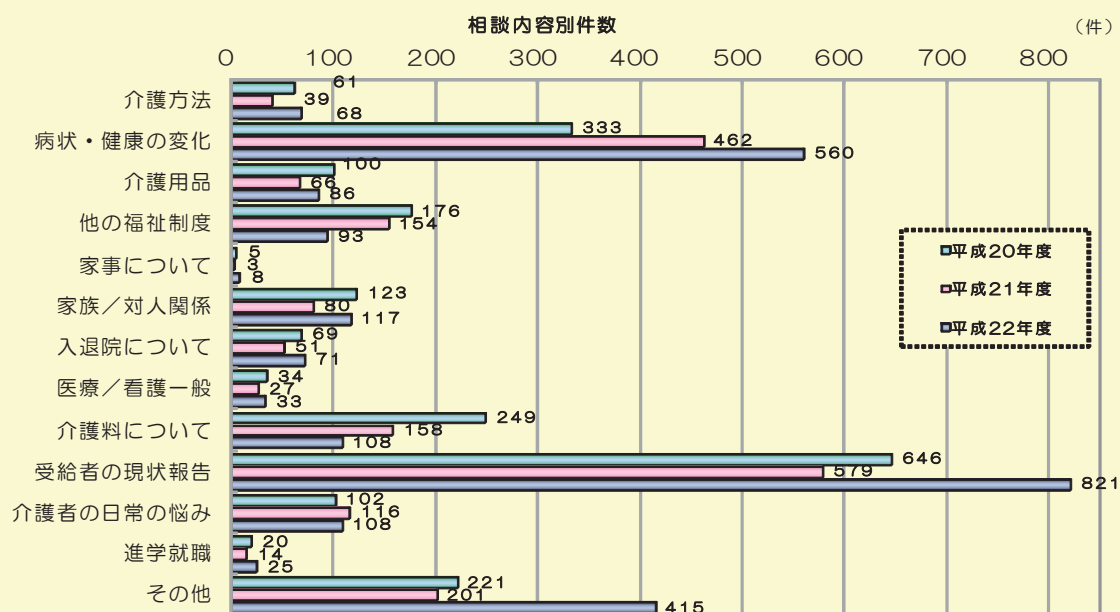
入院日数	年間支給日数	日当たり支給額	年間支給限度額
1回あたり、原則として2日以上14日以内	30日以内	10,000円以内	300,000円

※助成対象者：在宅の介護料支給者

利用要件：「原則1回の入院が2日以上14日以内」。1回の入院期間が14日を超えた場合であっても、1日当たり10,000円で換算した額を上限とし、年間30日以内の範囲で助成。

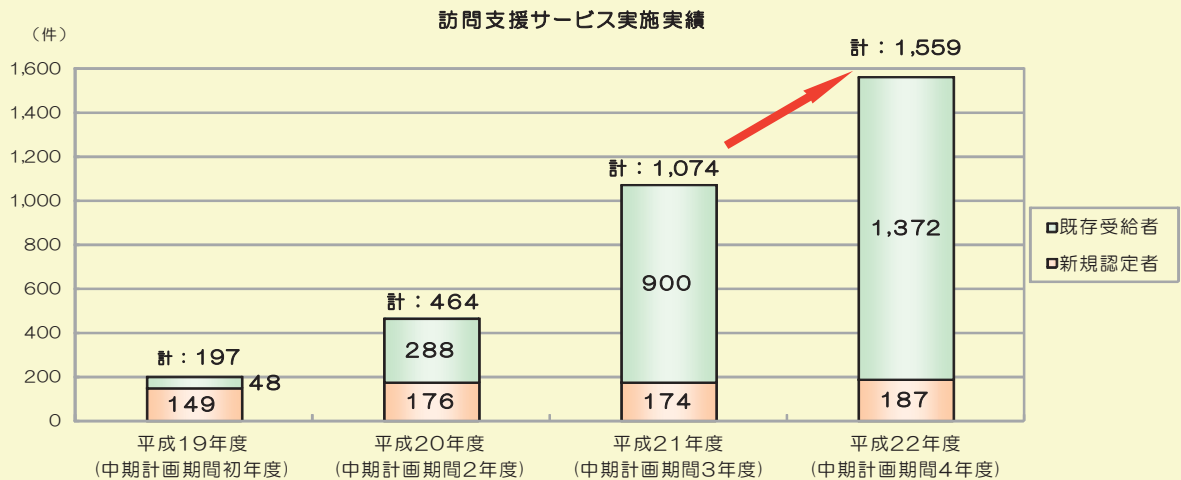
○ 全主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を2,513件行い、介護料受給者やそのご家族の精神的支援を行った。

また、受付体制充実のため、東京、名古屋及び広島主管支所において、相談窓口の受付時間の延長を行った。（東京、名古屋主管支所で10時間/週、広島主管支所で2時間/週延長）



○ 訪問支援サービスについて

各主管支所及び支所において、介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やそのご家族への介護に関する相談対応や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを1,559件実施した。



〔訪問支援サービスの実施内容〕

① 主な相談内容

- ・「親なき後の子供の将来」についての不安
- ・将来における経済的不安
- ・高次脳機能障害者に対する周囲の理解についての不安
- ・在宅介護を続けるにあたってのストレス、健康面、体力等の不安
- ・在宅サービス（例：夜間の痰吸引処理）の不足や質の問題による不安
- ・リハビリを継続して受けられないため、ADL が低下していくことへの不安 他

② 主な提供情報の内容

- ・身体障害者療養施設などの入院（入所）施設の案内
- ・医療機関（疼痛に関する専門医、リハビリ等）の案内
- ・介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内
- ・家族会についての情報提供要望
- ・リハビリマッサージ事業所の案内
- ・バリアフリー旅行の情報 他

〔受給資格者等からの感想〕

- ・優しい担当者だったので癒された。色々な事をよく知っていたので話がはずんだ。
- ・悩みを聞いて貰えるだけで心の支えになる。その場で分からないことを尋ねることができ、電話よりも直接人と人として話す方がすくわれる。
- ・会ってお礼を伝える事ができホッとした。色々話を聞いて貰えて癒された思いだ。
- ・訪問して貰えて嬉しい。担当者に直接会うととても親近感がわく。
- ・こちらの言い分をじっくり聞いて貰え、参考となる資料も貰えた。訪問に来た担当者の親切な対応には感謝する。
- ・家族にも言えなかった話を聞いてもらえて精神的に安らいだ。 他

【訪問支援サービスで介護者の相談にのっているナスバ職員】



○ 機関誌「ほほえみ」の発行

- ・ 介護料受給者を対象に配布し、年4回発行。
- ・ 介護相談ゼネラルアドバイザーが有する専門的見地からの有益な情報の提供。
- ・ 受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載。

「ほほえみ」を通じて提供した内容

テーマ	内 容
患者・ご家族とのふれあい	・ 在宅介護を行っている方々からの自由な投稿を「ふれあい広場」に掲載し、家族間相互のコミュニケーションを図った。 ※ 介護のアイデア紹介（手作りの携帯電話立て） ※ 受給者の活動・作品紹介（絵画、車椅子ダンス、詩、出版書籍、デザイン、さくらほりきり） ※ 和歌山県で初めて自立型福祉車両の所有者になった受給者からの投稿で、電動車椅子に乗ったまま同車両に乗り込み、運転している様子の紹介
自分のほしい有益な情報	・ 在宅介護相談窓口に寄せられた質問事項とその回答を紹介 ・ 障害年金、障害厚生年金の紹介とそれに関するQ&A ※ 年金は「どのような時に受け取れるか」、「年金額(22年度)はいくらか」、「相談・請求窓口の紹介」等、基礎的な事を掲載し、また、「事故の損害賠償を受けたときは、障害年金はどうなりますか。」等の具体的なケースを想定したQ&Aを掲載
介護に活用できる有益な情報及び日常の介護への活用度	・ 「日本における慢性期脊髄損傷者の状況」 兵庫県立総合リハビリテーションセンターの陳部長による執筆 ・ 介助犬の紹介と介助犬の広報活動を行っている受給者の紹介
短期入院協力病院	・ 全国短期入院協力病院一覧 ・ 短期入院協力病院の個別紹介 ・ 短期入院協力病院を利用した方の感想

【機関誌「ほほえみ」】



- NASVAホームページに掲載している「在宅介護におけるQ&A」に、22年度より「イベント情報」、「トピックス」の項目を追加し、有益な情報を発信することとした。

【ホームページ：在宅介護におけるQ & A】

掲載例：家族会による学習会の開催案内

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うとともに、短期入院費用に係る助成について、ニーズを踏まえた制度の見直しを行う。
- 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護相談に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施する。
- 訪問支援サービスを実施することにより、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応等、精神的支援を行う。
- 介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信する。
- 介護料受給者及び介護者同士がお互いに交流できるインターネットを活用した情報ツールを構築するとともに、介護料受給者及び介護者を集めての交流会を実施する。

◎その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 交流会の実施について

一部の主管支所・支所（広島・栃木）において、介護料受給者及びその家族（介護者）を招き交流会を実施した。

【交流会の様子】



（中期目標）

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

（中期計画）

② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに４．０以上とします。

（年度計画）

② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成２２年度）について４．０を目標とします。

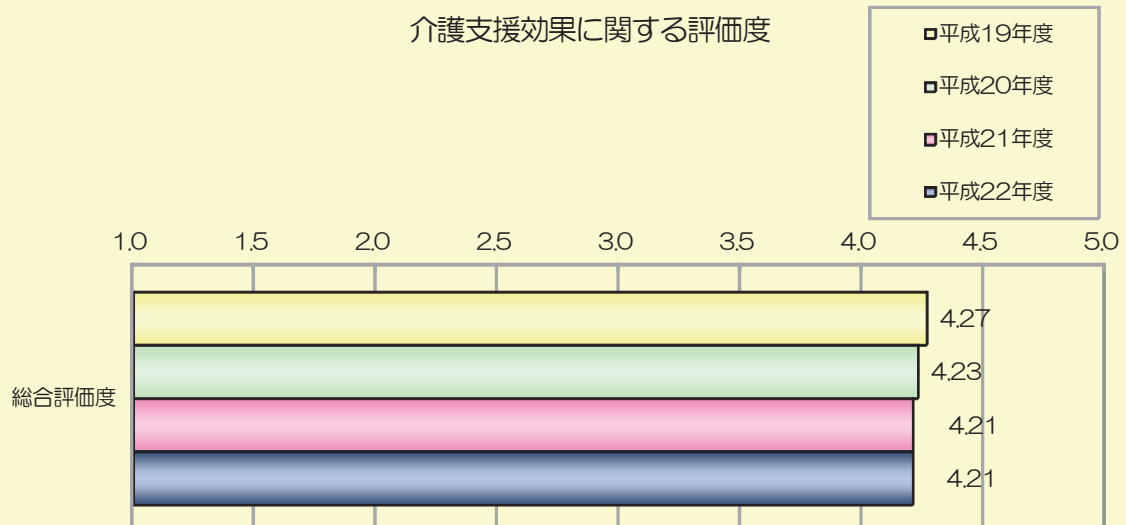
◎ 年度計画における目標設定の考え方

昨年度に引き続き、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査を行い介護支援効果に関する評価度について、４．０を目標とした。

◎ 実績値

１）平成２２年度における取組み

- 重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度
調査の結果、目標値の４．０を上回る ４．２１の評価を得た。

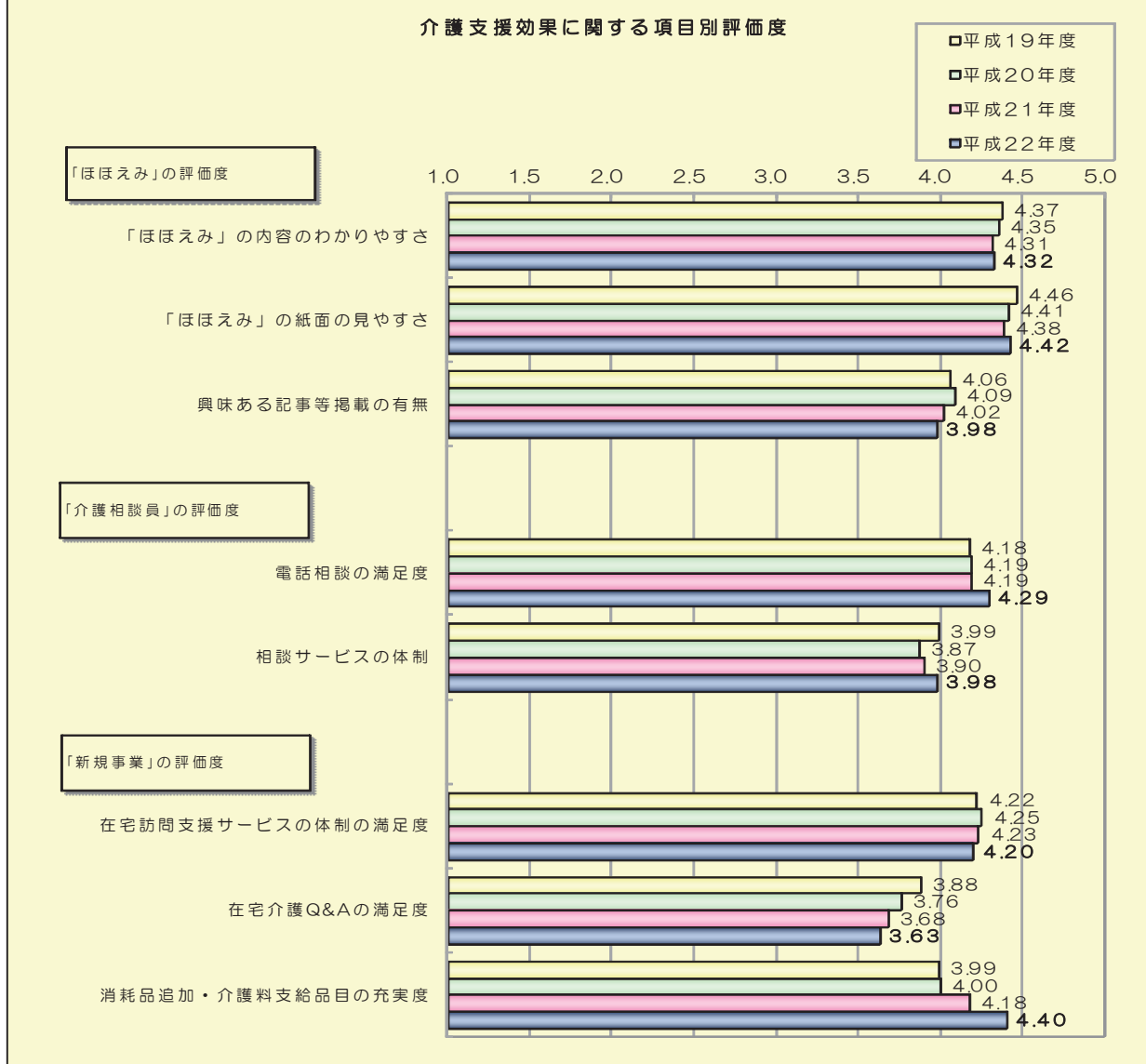


【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成23年3月
- ・ 調査対象：平成23年2月末現在の介護料受給者の家族
- ・ 調査数：4,555件
- ・ 回収数：2,867件
- ・ 回収率：62.3%

【主な評価結果】

- ・ 評価項目のうち、「電話相談の満足度」及び「消耗品追加・介護料支給品目の充実度」について高い評価が得られた。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、重度後遺障害者の家族に対する介護支援効果に関する評価度について、4.0以上の評価を得ることを目標とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

(年度計画)

① 引き続き、被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討します。

また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。

さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

以下の考え方により実施することとした。

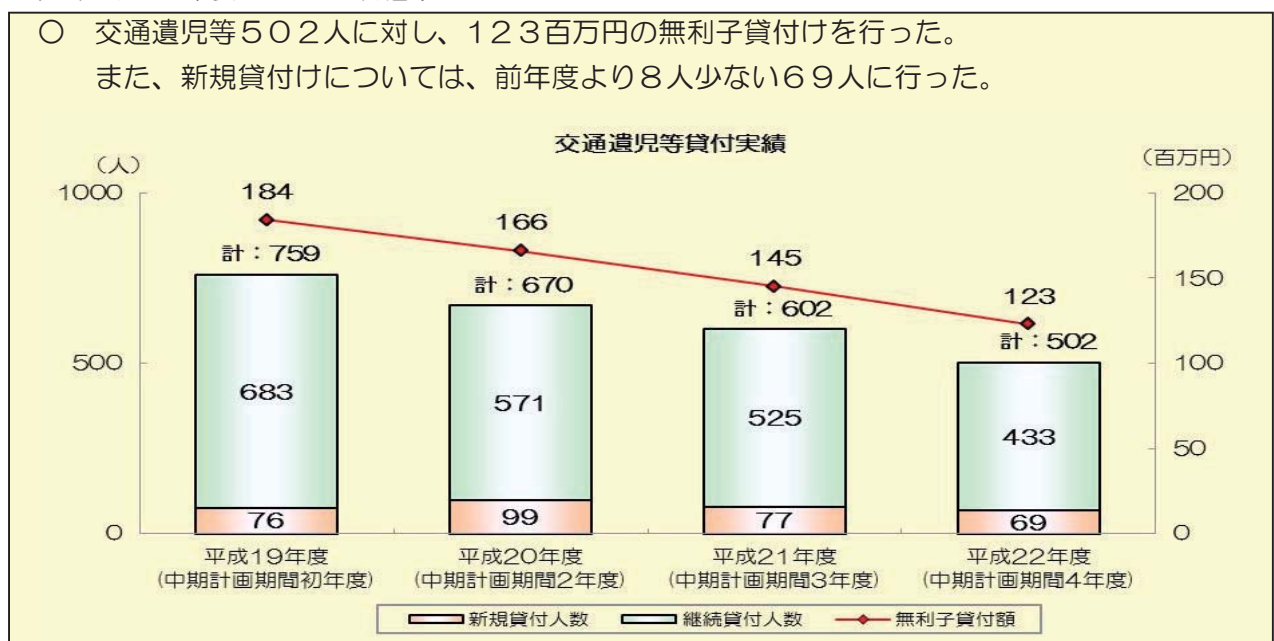
- 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図る。
- 被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討する。
- 被害者に対する相談支援の充実を図るため※家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図る。
- 被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。

※家庭相談員とは、交通遺児等家庭に係る教育、医療、就職等生活上の問題について相談に応じ、必要な助言等を行う者。全支所に配置され、電話、メール等による相談対応。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 交通遺児等502人に対し、123百万円の無利子貸付けを行った。
また、新規貸付けについては、前年度より8人少ない69人を行った。



○ 生活資金貸付の見直しの検討については、当該貸付に関するニーズ調査を実施したところ、「受験・入学費用のための資金があるとよい」との回答が約4割と一番多かったため、昨春の高校進学者に対し補完調査を実施したところ約4割以上が「あれば利用した」との回答だったが、更なる貸付へのためらいも回答に見られた。これらの調査結果を踏まえ、NASVAにおいてニーズに対応する方策を検討した結果、寄付財源による給付事業等を実施している(財)自動車事故被害者援護財団に対し中学卒業を迎える家庭に対する進学支援金の支給について働きかけることにより、制度創設に至った。当該貸付制度については、引き続き保護者等の意見を聞きながら見直しの必要性を検討する。

○ 被害者に対する相談支援の充実を図るため、各主管支所において、管内の家庭相談員に対し、以下の知識や被害者援護業務全般の知識の習得、またコミュニケーション能力の習得を図ることなどを内容とした研修を実施し、家庭相談員の資質の向上を図った。

- ・被害者への適切な指導、助言を行うための基礎的知識の習得
- ・心の病を持つ相談者への対処法の心得などの習得
- ・友の会会員増加のための取組み
- ・育成資金の利用者拡大に向けた方策

○ 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。

「友の会の集い」

- ・全50支所の家庭相談員のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、995人が参加した。

そのうち28支所においては、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、612人が参加し好評を得た。

- ・NASVAが、積極的に企業や団体に対し支援を要請した結果、友の会会員595人が後掲の各種イベント等に招待された。



1泊2日での「友の会の集い」



「友の会の集い」での保護者の交流会の様様

・参加したご家族の感想

【保護者】

- ・「毎年、友の会の集いは本当に楽しみにしています。今年は特に、昨年ゆっくりと他のお母さん方とお話しができた事で、子ども達はもちろん、お母さん達と会える事が楽しみでした。帰りのバスの中で、みなさんの頑張っている話などを聞く事ができ、また一年、私も頑張ろう！と力をもらう事ができました。」
- ・「保護者の方々といろいろな話ができ、子どもの進路などで悩んでいることも相談でき、皆さまから知恵を貸していただき本当に有意義な時間を過ごし、家庭・仕事でのストレスが発散できたように思います。初めて他県の方々とも交流し、ざっくばらんな話ができ、私にとっても今後の励みになることと思います。」
- ・「同じ境遇の方が身近にいないため、踏み込んだ話をする事ができないけど、交流会をふくめ、移動中などにいろんな方とお話しができ、みなさんの元気とパワーをもらえた2日間でした。」
- ・「前向きに生きておられる皆さんのお話を聞かせて頂いて、元気をもらうことができ、とても良かったです。」

【お子様】

- ・「今回は旅行に参加させていただいて、ありがとうございました。本当に楽しかったです。今回の旅行ではいろいろな場所に行きましたが、私は中でも海ほたるがとても気に入りました。写真もたくさん撮って、良い夏休みの思い出になりました。これからも、今回ような旅行の会が開かれる時はぜひ参加したいです。」
- ・「ぼくは、はじめて淡路島に行きました。たいのかまぼこ作りや、特にぼくが気に入ったのは吹きもどし作りです。タイガースの吹きもどしをみつけて、うれしくて買って帰りました。ホテルにとまれたのもうれしかったけど、いっしょに行った人達とたくさん仲良くなれたのが良かったです。また、みんなで行きたいです。」

「友の会だより」

- ・第123号（春号）から第126号（正月号）を四半期ごとに各4,200部発行し、各家庭に送付した。

「友の会だより」の内容

テーマ	内 容
「集い」と「コンテスト」	全国の各支所で行われた友の会の集いやコンテスト（書道、絵画）の特集号を発行している。
自己 PR コーナー	友の会の会員が今夢中になっていること、将来のことなどを自由に書けるコーナー ・小6の男の子からは「4月から中学生。大好きな野球部に入って、将来の夢はプロ野球選手になって苦労したお母さんに恩返ししたい」といった投稿がありました。
相談広場	全国 50 支所に配置している家庭相談員からの自己 PR や体験談、友の会会員からの相談を紹介する家庭相談員日誌と Q&A を掲載するコーナー ・最近うれしかったこととして、この春に高校を卒業した会員さんがわざわざ挨拶に来てくださったとのことでした。
その他	ゲームコーナーや子供たちの書いたイラストを掲載するイラストコーナーなどを設けており、子供たちを中心に好評を得ている。 また、各種イベントの開催案内や、他の機関の援護制度を紹介している。

「友の会だより」



「書道コンテスト」

- 平成22年10月25日～平成23年1月24日を募集期間として、応募作品443点の中から76点の入賞作品を選考し、受賞者の最寄りの各支所において表彰式を実施した。
優秀作品等については、国土交通省1階ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。



【書道コンテスト表彰式の模様（奈良支所）】

東日本大震災の影響により本部での表彰式を取りやめ、受賞者の最寄りの各支所において表彰式を実施。写真は、国土交通大臣賞（最優秀賞）を受賞した奥本薫さん（右写真は前列右から2番目）の表彰模様

＜最 優 秀 賞＞



（国土交通大臣賞）
奈良県 小学校六年 奥本 薫さん

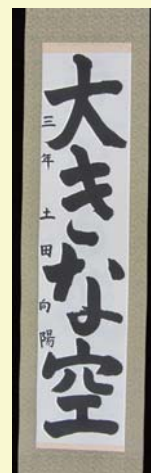
＜優 秀 賞＞



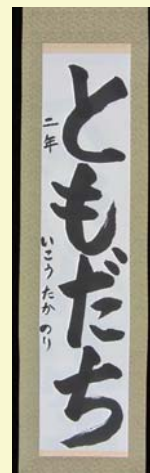
（自動車事故対策機構理事長賞）
福島県 高校二年 生田目 舞さん



（全国トラック交通共済協同組合連合会長賞）
徳島県 中学二年 西川 優輝さん



（自動車事故被害者援護財団会長賞）
新潟県 小学三年 土田 向陽さん



（交通遺児育成基金会長賞）
北海道 小学二年 伊香 孝則さん

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

- 引き続き、1泊2日の「友の会の集い」を開催するなど「友の会」の活動を充実させ被害者家族同士の交流を通じた精神的支援を推進する。
- 家庭相談員の資質の向上を図るため研修を実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

コスモ石油(株)や(社)栃木県トラック協会青年部、マツダ(株)等の支援を得て、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待することにより、同じ境遇者同士のコミュニケーションを通じて精神的支援の充実を図った。なお、今後とも、企業等の支援を得ながら更なる精神的支援の充実を図っていく。



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員28名が参加した「コスモわくわく探検隊」
(H22.8.5～8.7 山梨県都留市 宝の山ふれあいの里)

(社)栃木県トラック協会青年部様のご招待により友の会会員22名が参加した
「ふれあい農業体験」(H22.9.5)



マツダ株式会社様のご招待により
「HARD OFF ECC スタジアム新潟」
において友の会会員46名が参加した
「マツダオールスターゲーム2010プロ野球観戦」(H22.7.24)

（中期目標）

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

（中期計画）

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

（年度計画）

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成22年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上とすることとした。

◎ 実績値

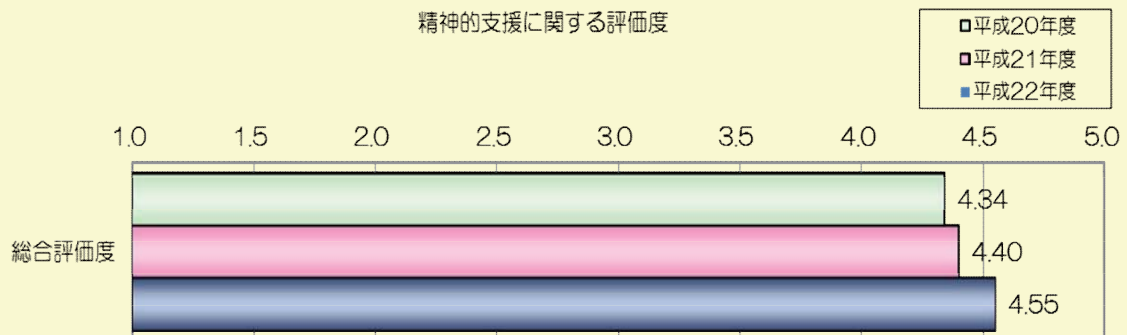
1) 平成22年度における取組み

○ 友の会会員の評価度

目標値の4.0を上回る4.55の評価を得た。

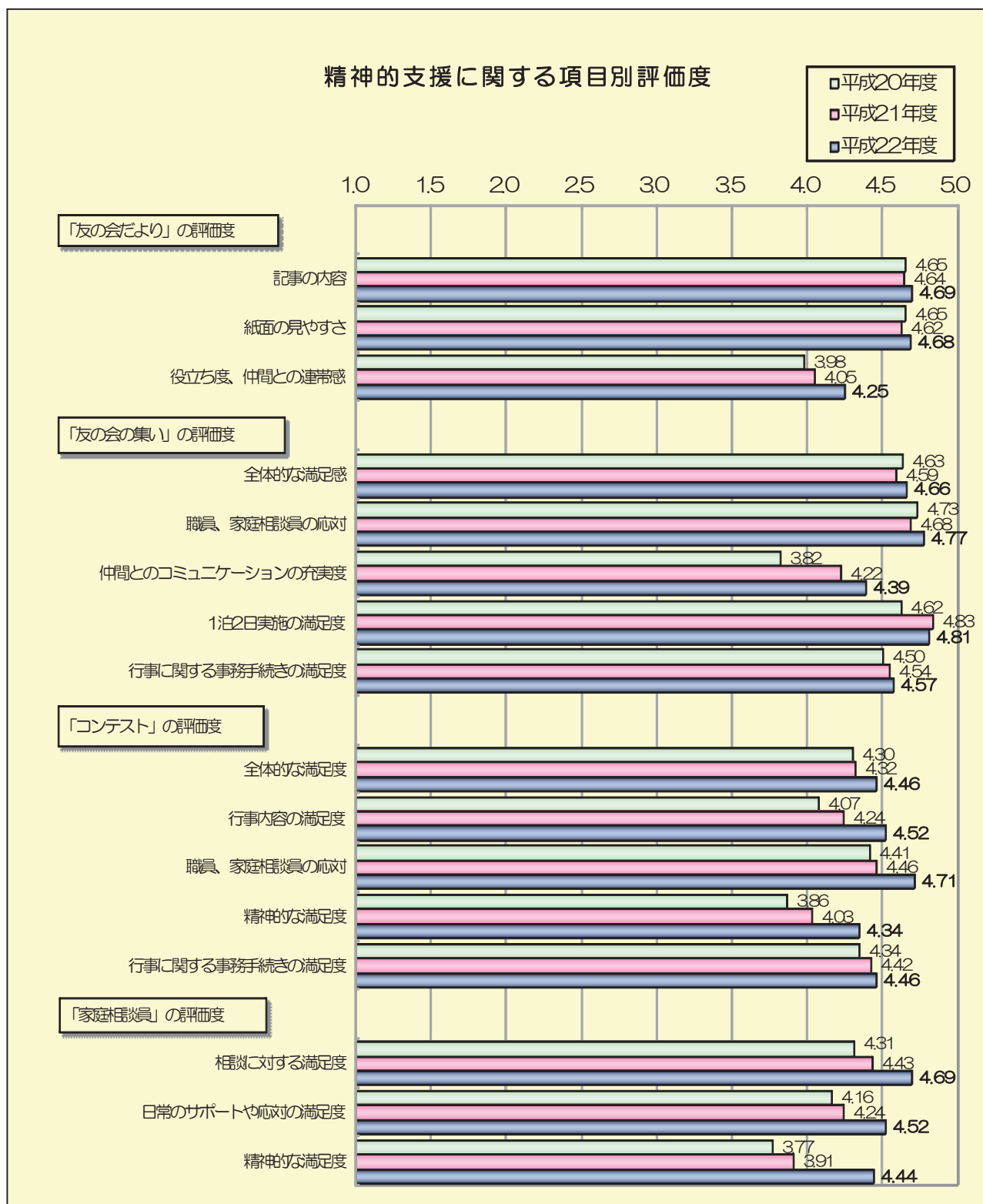
（平成20年度より調査対象を交通遺児貸付利用世帯から交通遺児友の会会員世帯へと拡大。）

評価項目のうち、特に、職員、家庭相談員の対応及び友の会の集いにおける仲間とのコミュニケーションの充実度に対する評価度について、前回は大幅に上回る評価が得られた。



【調査の概要】

- ・調査期間：平成23年3月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,425世帯）
- ・回収数：639世帯
- ・回収率：44.8%



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、被害者に対する精神的支援に関する評価度について、4.0以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実

(中期目標)

自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。

(中期計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

(年度計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。

さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」（平成18年6月30日）において、被害者救済対策の一環として、全国の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充すべきと指摘された。これを踏まえ、平成19年10月1日より、自動車事故被害者に対する情報案内サービスとして、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開始し、平成22年度も引き続き運営することとした。

また、ホットラインの利用向上のための積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

○ 平成19年10月1日より運用を開始した「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる周知を図り、より多くの交通事故被害者の方々に利用してもらうことを目的として、以下の広報活動を行った。

- ・鉄道、バス事業者の協力を得て、車両内外への広報周知を実施
- ・コスモ石油(株)のクレジット会員への郵送物にホットライン案内チラシの同封を実施
- ・モバイル携帯サイト「The news」（政府広報）で「交通事故被害者に対する情報提供窓口の設置」としてホットラインを紹介
- ・自賠責保険及び自賠責共済に請求のあった被害者等に送付する書類に被害者援護制度とホットラインの案内リーフレットの同封を実施
- ・自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にホットラインの案内を印刷。
- ・ホットラインを知った情報源として有用だった警察署、地方公共団体、医療機関等の合計約3,000箇所へのリーフレットの常置、周知協力依頼を行った。

○ オペレーターと相談者からの相談内容及び要望に関する意見交換を行った。また、オペレーターに最新の情報を習得してもらうために、提供情報（FAQ）について追加・更新を行った。

【鉄道、バス事業者の広報周知】



【コスモ石油(株)クレジット会員への案内チラシ】

交通事故被害に遭われ、相談先にお困りの方に、全国の各種相談機関の相談窓口をご紹介します！

0570-000738
NASVA交通事故被害者ホットライン

NASVAの各種サービスをご案内します

- 1. 各種相談窓口の紹介
全国各地において、交通事故の被害に遭われ、法律、金銭、介護など、自動車事故に起因する悩みごとについて、どこに相談すればよいのか、お困りの皆様に対して、地方公共団体（都道府県、市町村）をはじめとする各種相談機関の交通事故被害に関する法律、損害賠償及び紛争処理等の各種相談窓口をご紹介します。
- 2. NASVAサービスの案内
NASVAのサービスとして行っている交通連携等への貸付（無料貸付）、介護料の支給及び療養施設等についてご案内します。
- 3. 介護料の支給等サービス
自動車事故に起因して介護が必要となり、または重度の介護が必要となった場合で、かつ、生活困窮の方を対象とした生活費の無料貸付（申請を要する）の手続きを支援します。
- 4. 療養施設のサービス
自動車事故による介護で、重度の介護が必要が残り、重度で一定の要件に該当する方を専門に介護、看護する療養施設（療養）の運営。

【政府広報モバイル Web Site の
ホットライン広報】

交通事故被害者ホットライン

政府広報

自動車事故対策機構では、交通事故による法律、賠償、介護などでお困りの皆様に各種相談窓口を無料でご紹介いたします。ナビダイヤル0570-000738までお電話下さい。

（国土交通省）

【自賠責保険等に請求のあった者に送付した案内リーフレット】

①交通連携等貸付金交付
1. 貸付対象者
自動車による交通事故が原因で被害者が亡くなった方、第1号被保険者を害することになったご家族（生活困窮者）の中等度以上の被害に遭った方です。

2. 貸付金額（無利息）
●一時金貸付期間………15万円半
●貸付期間中、毎月………2万円

3. 返済
原則として20年以内の返済期間、（返済・利息等による返済負担等あり）、申請書に記した貸付金は、他の交通連携等（貸付）を行うための資金は必要ありません。

②『友の会』
交通連携等の貸付（生活困窮者）であれば、貸付を受け取った後も加入することができます。会費等は一切不要です。

③自動車
交通事故等の発生時の交通を保証するため、もの作り体験や1泊2日のキャンプ参加などがあります。

④作文、絵画や書道のコンテスト
参加者には、優秀作品には賞状と副賞が送られます。

NASVA 交通事故被害者ホットライン
TEL 0570-000738

NASVA 交通事故被害者ホットライン
ナビダイヤル0570-000738

NASVA 交通事故被害者ホットライン
ナビダイヤル0570-000738

⑤介護料の支給
自動車による交通事故が原因で、（施設・在宅）介護が必要となり、一定の要件に該当する方を対象として、介護料を支給いたします。

⑥施設介護費用の支給
自動車による交通事故が原因で、施設介護が必要となり、一定の要件に該当する方を対象として、施設介護費用を支給いたします。

⑦療養施設のサービス
自動車による交通事故が原因で、療養施設が必要となり、一定の要件に該当する方を対象として、療養施設のサービスを提供いたします。

⑧交通連携等貸付金交付
自動車による交通事故が原因で、被害者が亡くなった方、第1号被保険者を害することになったご家族（生活困窮者）の中等度以上の被害に遭った方です。

⑨貸付金額（無利息）
●一時金貸付期間………15万円半
●貸付期間中、毎月………2万円

⑩返済
原則として20年以内の返済期間、（返済・利息等による返済負担等あり）、申請書に記した貸付金は、他の交通連携等（貸付）を行うための資金は必要ありません。

⑪『友の会』
交通連携等の貸付（生活困窮者）であれば、貸付を受け取った後も加入することができます。会費等は一切不要です。

⑫自動車
交通事故等の発生時の交通を保証するため、もの作り体験や1泊2日のキャンプ参加などがあります。

⑬作文、絵画や書道のコンテスト
参加者には、優秀作品には賞状と副賞が送られます。

【交通事故証明書 郵送用封筒印刷 例】

(表面)

親展 ※SD カード 持って さわやか 安全運転

自動車安全運転センター山梨県事務所
〒400-0202 山梨県南アルプス市下高砂 825 番地
電話 (055) 285-2345 (代)
FAX (055) 285-2951

(裏面)

交通事故被害の相談窓口先をご案内します！
「NASVA 交通事故被害者ホットライン」
電話番号 0570-000738 (ナビダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)
固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話できます。
PHS・IP 電話からは03-3288-3671にお電話ください。

○「NASVA交通事故被害者ホットライン」の利用実績

受付件数 3,158件

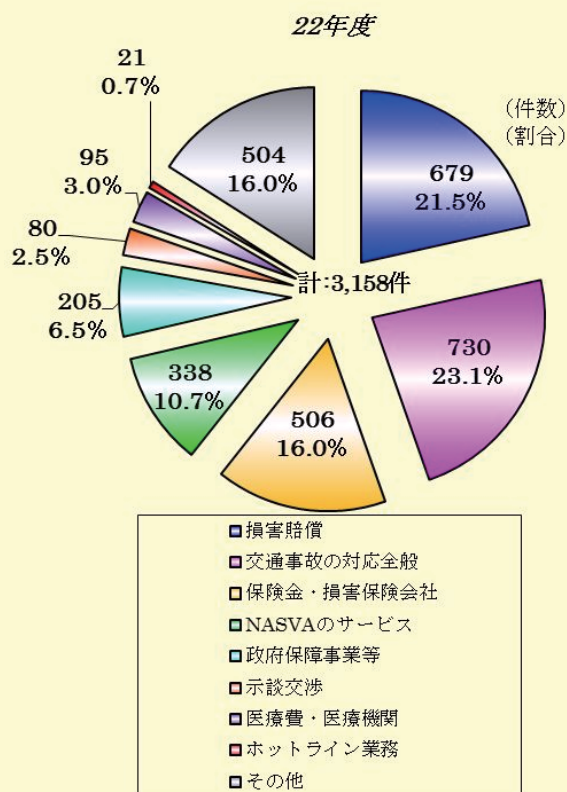
相談窓口紹介件数 5,184件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。



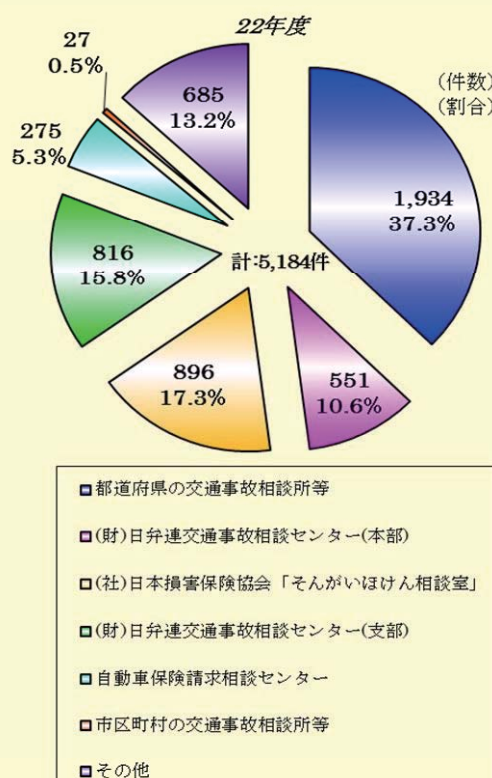
【相談者からの問い合わせ内容】

損害賠償及び事故後の対応に関連する問い合わせが5割弱



【紹介した相談機関の相談窓口】

都道府県の交通事故相談所及び（財）日弁連交通事故相談センター（本部・支部）への紹介が7割弱



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる認知度の向上のため、リーフレットの配布や（社）日本損害保険協会などを通じたPR活動を継続的に行い、相談件数の増加を図るとともに、情報提供機能の水準を高めるためオペレーターに対する研修等を実施する。

◎その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車アセスメント情報提供業務

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数^(注7)）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

(年度計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数^(注7)）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

（注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

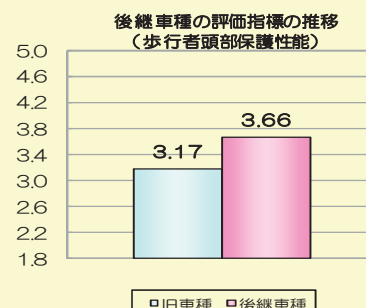
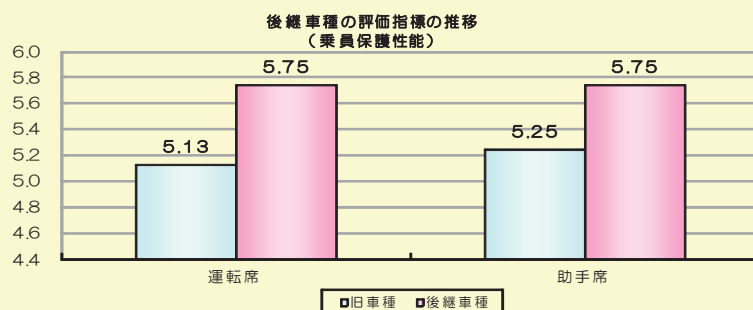
◎ 年度計画における目標設定の考え方

安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 自動車アセスメント試験の結果、後継車種（8車種（歩行者頭部保護試験車種は6車種））について評価指数の平均値が旧車種の評価指標の平均値以上となった。



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行い、評価指標の向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

（中期計画）

- ② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。

（年度計画）

- ② わかりやすい情報の提供
 - ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。
 - イ よりわかりやすくホームページを改善します。
 - ウ 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行います。
 - エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- ユーザーへの情報提供をより効果的に行うため、パンフレットの配布箇所については、前年度（21年度）実績を上回ることとした。
- ユーザーへの情報提供をより効果的に行うため、前年度改善したホームページに関する満足度等の調査を実施し、アクセス向上のための方策を検証することとした。
- 自動車アセスメント試験結果を広く周知するため、発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行うこととした。
- メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うこととした。

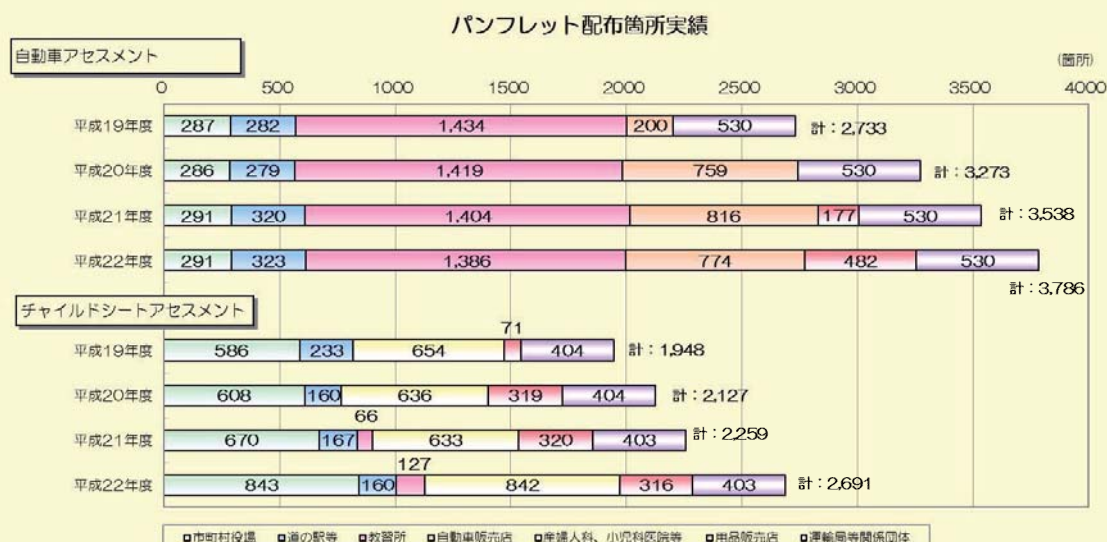
◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1）平成22年度における取組み

○ パンフレットの配布

パンフレットは、ユーザーが入手しやすい箇所を重点に頒布箇所の拡大を図った。
自動車アセスメントは、平成21年度に頒布を開始した大型自動車用品販売店の頒布先店舗を拡大した。

また、チャイルドシートアセスメントは、新たに小児科医院への頒布を開始するとともに、頒布先の市区町村保健所を拡大した。



○ ホームページの改善

平成 21 年度に全面改修した「自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメント」の効果もあり、平成 22 年度のNASVAホームページへの総アクセス件数が 200 万件以上もあった。NASVAでは更なるアクセス向上を図るため、平成 22 年10月にアセスメントページ利用者の満足度についてアンケート調査を行った。全体として好評価が得られているものの以下の様な意見があったことから、これらを踏まえ平成 23 年度に改善を行う予定である。

なお、平成 22 年度におけるアセスメントページへの総アクセス件数は前年度比 3.5 倍の 945,310 件と大幅に増加した。

【主な意見】

- ・トップページのアセスメントメニューが背景と同色のため見にくい
- ・検索ページには、検索ボタンが複数あるためわかりにくい
- ・ダウンロードの詳細ページは、文字やクリックボタンが小さくわかりにくい
- ・比較を容易にする検索機能を追加してほしい

○ 自動車アセスメント結果の発表

自動車アセスメント等を一般ユーザーに広く周知するため、平成23年4月20日（水）にプレス発表を実施した。例年実施している自動車アセスメント結果発表会について、今年度は東日本大震災が発生したことに伴い中止とした。

なお、安全性の優れた自動車を開発したメーカーの栄誉を称え、より一層安全な自動車の開発を促す等を目的として創設された「自動車アセスメントグランプリ」に該当する車種は、平成22年度に試験を行った自動車（14車種）の中では無かった。

【参考：報道の実績】

- ・新聞(1社)：日刊自動車新聞(4月21日、23日)
- ・雑誌(1社)：ベストカー(6月10日号)
- ・Web(3サイト)：carview、Response、Yahoo自動車

日刊自動車新聞(平成23年4月23日)



○ メディアを活用した情報提供

(1) 公開試験の実施

平成 23 年1月20日（木）にオフセット前面衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頸部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験（平成23年度に導入予定）の公開を行った。

【公開にあたり挨拶する金澤理事長】



【試験車両を確認する参加者】



公開試験に係る報道の実績

- テレビ（1局）
テレビ東京（ワールドビズ 初回放送：平成23年1月20日）
- 新聞（4社）
日刊自動車新聞（平成23年1月24日）、
交通毎日新聞（平成23年1月27日）、
東京交通新聞（平成23年1月24日）、
R & I（平成23年2月15日）
- 雑誌（2社）
ホリデーオート3月、Goo4月号、
- web（12箇所）
Carwatch1月21日、Archives_1110206_SYE_Streaming、
carview1月21日、Corism1月21日、gogo.gs1月21日、livedoo1月21日、
msn1月21日、Response1月21日、TV東京Web1月21日、
yahoo1月21日、yahoo keizai1月21日、yahoo_carwatch1月21日

【放映された公開試験の様様】



（2）スーパーGTへの出展

- スーパーGT選手権第3戦
（開催地：富士スピードウェイ（静岡県御殿場市）、来場者数：延8万人）
一般ユーザーへ自動車アセスメント等の周知を図るため、平成22年5月1日～2日に開催されたスーパーGT選手権第3戦の会場にNASVAのブースを出展した。
会場では、アセスメント関連のパネル展示や衝突試験映像の放映を行うとともに、自動車アセスメントパンフレット及びチャイルドシートアセスメントパンフレットを3,500部（自動車1,750部、チャイルドシート1,750部）頒布してアセスメントの周知を図った。

【出展風景（個別ブース）】



【出展風景（全景）】



2）中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、公正でわかりやすい情報提供に努め、ユーザーがより容易に情報を入手できる頒布先の拡充等、効果的な広報を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

（中期計画）

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

（年度計画）

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（22年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

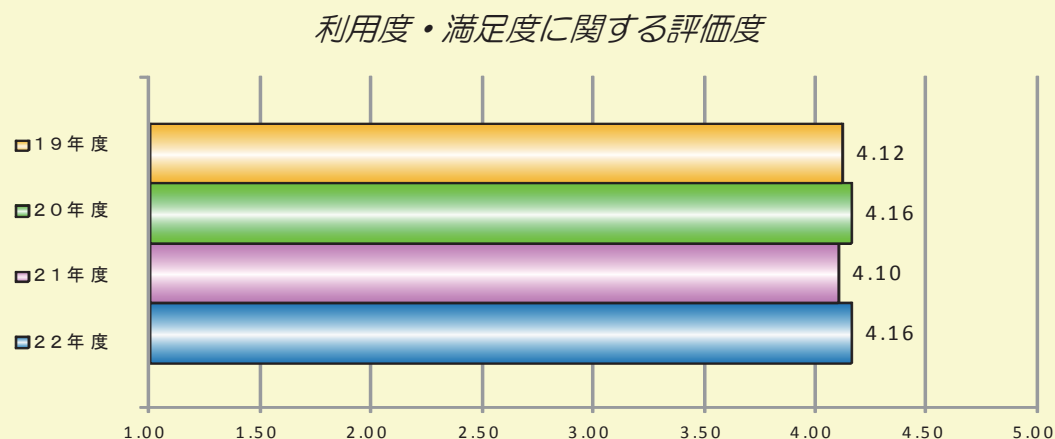
ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0を上回ることを目標とした。

◎ 実績値

1) 平成22年度における取組み

○ ユーザーの評価度

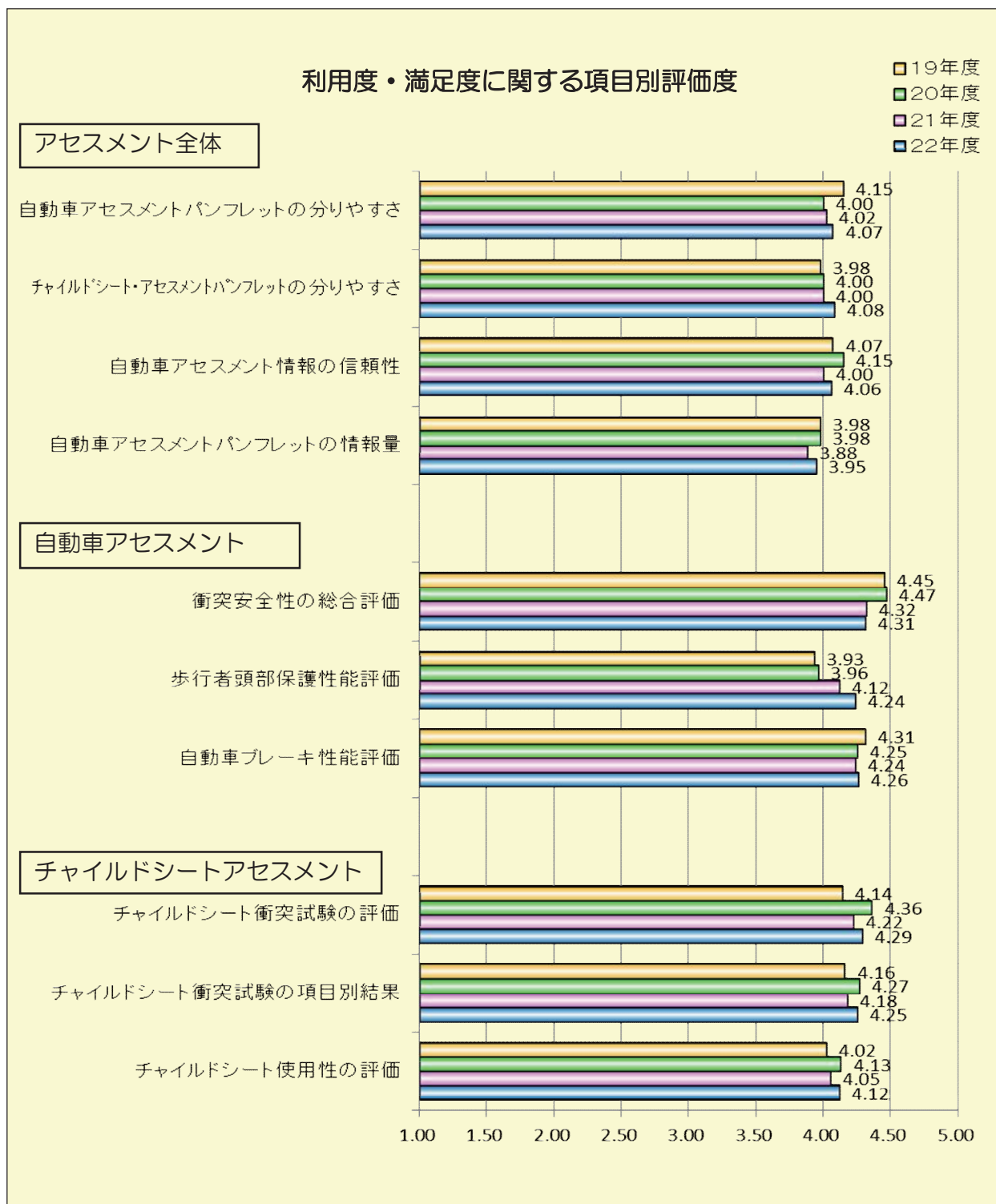
目標値の4.0を上回る 4.16の評価を得た。



【調査の概要】

- 調査期間：平成22年9月15日～22年9月30日
- 調査対象：自動車ユーザー団体機関誌アンケート回答者及び※スクリーニング調査（運転免許保有者）によるモニター回答者
- 有効回答数：506件

※アンケートを行うにあたって、指定された条件にあう対象者を選ぶ調査



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、中期計画上の目標値を達成するよう業務を遂行することとしている。また、平成22年度の項目別評価度も踏まえ、業務の改善を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ② 質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。

（中期計画）

- ④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。

（年度計画）

- ④ F l e xインパクトを利用した歩行者脚部保護性能評価法導入のための調査研究を取りまとめます。
- ⑤ 歩行者保護G T R（世界統一基準）の国内導入に係る頭部保護性能試験速度等の見直しについて、アセスメントへの反映のための調査研究を行います。
- ⑥ 後面衝突頸部保護性能試験における試験速度の変更を踏まえ、試験速度と傷害値等の相関関係について調査研究を行います。
- ⑦ 最近の交通事故の実態を踏まえつつ、新たに自動車アセスメントへ導入される予定の評価項目を考慮した新安全性能総合評価法を取りまとめます。
- ⑧ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

今後導入すべき各種試験に関する、調査研究を進める。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

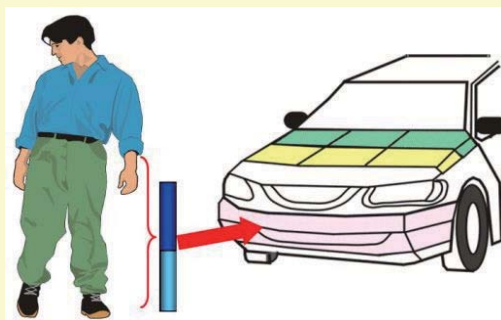
1) 平成22年度における取組み

○ 歩行者脚部保護性能評価試験の導入

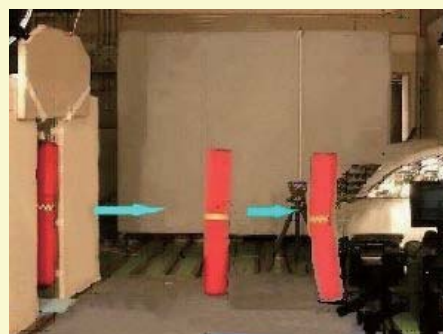
成人男性の脚部を模擬したダミーであるF l e xインパクトを利用した歩行者脚部保護性能評価法導入のため、平成20年度～22年度の調査研究を取りまとめ歩行者脚部保護性能試験方法を作成した。

なお、当該試験は平成23年度からアセスメント評価試験として導入することとしている。

【試験のイメージ】



【Flex インパクトを使用した試験】



○ 後面衝突頸部保護性能試験における試験速度の変更

後面衝突頸部保護性能試験における試験速度(17.6km/h)が、平成24年度から20km/hに変更されることに伴い、試験速度と傷害値等の相関関係について調査研究を行った。

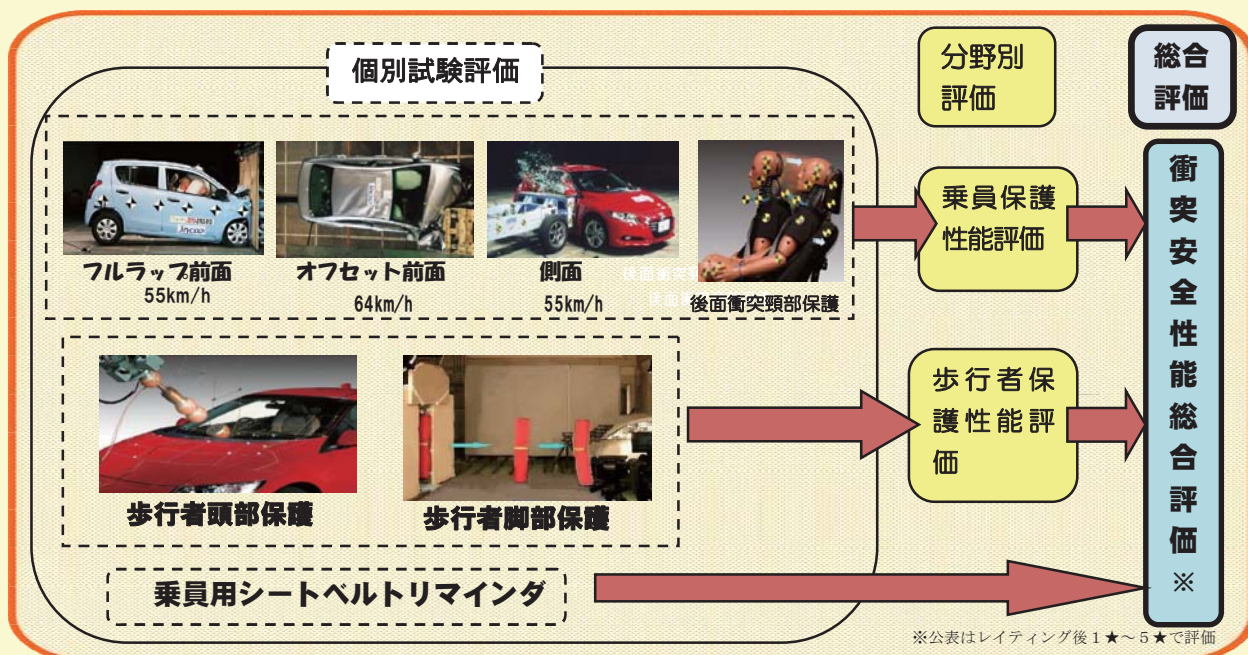
平成22年度の調査結果の知見を基に、平成23年度から導入される「新衝突安全性能総合評価」においては、速度換算係数0.9を乗じることとした。

○ 「新衝突安全性能総合評価」のとりまとめ

「新衝突安全性能総合評価」に係る配点のあり方等について、平成21年度及び22年度に調査研究を行い、この結果を踏まえ、平成22年度において具体的な総合評価法の素案を取りまとめた。

本総合評価法については、平成23年度初めに最終的な調整を行ったうえ同年度より導入することとしている。

「新衝突安全性能総合評価」のイメージ



○ 事故を未然に防止する予防安全装置の効果評価のための基礎調査

※世界NCAP会議及び会議後に開催されたセミナーにおいて、予防安全装置について情報収集等を行った。また、主要な予防安全装置の装備状況について調査を実施し、自動車アセスメント及びNASVAホームページにおいて公表している。

※世界NCAP会議：世界各国・地域のNCAP機関が集まり、自動車アセスメントに係る試験方法、評価方法等について広く意見交換を行う会議

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、アセスメントをより効果的なものとするため、車両等の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図る。

（中期計画）

- ⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。

（年度計画）

- ⑨ 海外の関係機関との情報交換等
ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。
イ 世界NCAP会議の結果を踏まえ、アジア諸外国との連携を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

各国アセスメント関連機関、専門家等と継続的に討論及び情報交換を行い、試験法、評価法等の開発に資するために、各種国際会議に参加する。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

○ 海外のアセスメント関係機関との情報交換

- ・平成22年6月にブダペスト（ハンガリー共和国）において開催された、「世界NCAP会議」にNASVAがJNCAP代表として参加し、世界各国の自動車アセスメント機関との間で試験等の動向に係る情報交換を行った。
- ・平成22年10月に日本において「世界NCAP会議」を開催し、情報交換を行った。

この会議等において、NASVAからは平成21年度より導入した後席乗員保護性能試験及び後面衝突頸部保護性能評価試験について紹介するとともに、JNCAPが今後導入を予定している歩行者脚部保護性能評価、電気安全性能評価及び「新衝突安全性能総合評価」について紹介した。

また、セミナーを開催し日本国内の関係者（自動車製作者等）と意見交換を行った。

【世界NCAP会議】



【セミナー】



○ アジア諸外国との連携

- ・平成22年4月に日・中両国におけるアセスメント実施機関の交流促進の一環として、中華人民共和国の実施機関である自動車技術研究センター（CATARC）関係者を招聘し、日・中JNCAPセミナーを開催した。

このセミナーでは、日・中のNCAPの現状について講演されるとともに、今後、導入が予定されている歩行者脚部保護性能評価、電気安全性能評価及び「新衝突安全性能総合評価」についての紹介及び意見交換を行った。

【日中NCAPセミナー】



2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、海外自動車アセスメント関係機関と情報交換を行い、試験開発能力の向上を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（中期計画）

- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（年度計画）

- ⑩ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

平成22年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

（1）安全性の向上

安全性の向上については、「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

今後も、アセスメント事業の更なる充実を図るとともに、ユーザーの関心を図るための積極的な広報活動を通じ、自動車メーカーによる安全性能の高い車両の開発意欲の向上に寄与することを期待する。

特に、平成21年度から導入された後面衝突頸部保護性能試験、前面衝突後席乗員保護性能評価、後席シートベルト使用性評価試験及び座席ベルトの非着用時警報装置評価試験についても検証を行ない、安全性能の向上を図って行くべきである。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

これまでの交通事故の実態を踏まえ、試験方法の見直し、検証を進めた結果「歩行者脚部保護性能評価試験」及び「新衝突安全性能総合評価」の取りまとめを行い、平成23年度から導入するなど努力が認められる。

また、世界のNCAPの一員として、世界NCAP会議、日中NCAPセミナー等の場において、今後の試験方法の見直しに向けた情報交換を進めており努力が認められる。

今後も、交通事故を未然に防止する観点を含め、交通事故実態の現状把握を行なうとともに試験方法の導入に向けた調査研究を進める必要がある。

（３）情報提供方法についての改善と広報の拡大

例年実施している結果発表会の開催については、「東日本大震災」の影響から中止を余儀なくされたものの、自動車アセスメント結果等についてプレス発表を行なった他、自動車アセスメント試験公開、世界NCAPセミナー等の広報活動を積極的に行った結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる自動車アセスメントに関する報道が行われた。

また、パンフレットの頒布においては、目的・用途に応じてユーザーが入手しやすい頒布先の拡大を行っているほか、平成 21 年度に全面改修した「自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメント」ホームページのアクセス件数が 3.5 倍と大幅に増加したことは、広報努力の結果であり評価できる。

今後もパンフレットの配布先の拡充や、ホームページのアクセス向上のための改善、特に「新衝突安全性能総合評価」を踏まえユーザーにとって分かりやすい広報手法について進める必要がある。

【業績評価のための特別なタスクフォースにおける審議の様子（H23.6.24）】



2）中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表するとともに、評価結果に基づき改善を図ることとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(8) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度と機構業務について効果的に広報活動を行う。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。

(年度計画)

後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 交通安全関係各種イベントへの参加、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- (社)日本自動車会議所が主催する「交通安全。アクション(4/10~4/11)」、「交通安全キャンペーン(9/22)」へ出展し、参加体験型として新適性診断システム(i-NATS)による運転適性診断の実施、会場でのビデオ放映、パネルの展示、ポスターの掲示、各種リーフレットの配布等によりNASVA業務及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行った。



新適性診断システム
(i-NATS)の体験



【交通安全。アクションでの出展の様子】



【交通安全キャンペーンでの出展の様子】



○ 平成22年度では、前年度に導入した「運輸安全マネジメント評価事業」をはじめ、安全マネジメントコンサルティングなどの指導業務等について、専門紙を活用しつつ、広く周知を行った。

- ・ 交通事故死「ゼロ」への挑戦（交通毎日新聞 平成22年10月6日掲載）
- ・ 現場に出てよ～安全指導の究極は個別指導（交通界21 新年特別号）
- ・ 安全マネジメント評価事業ルポ【第1回～第3回※】（週刊 交通界21）

※第1回：平成22年5月3・10日(合併)号、第2回：平成22年9月6日号、第3回：平成22年11月15日号

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知などNASVA業務の認知度向上のため、交通安全関係各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

（1）予算 （2）収支計画 （3）資金計画については以下のとおり

中期計画予算 （平成 19 年度～平成 23 年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	42,556
施設整備費補助金	2,409
政府補助金	17,487
回収金等収入	4,273
業務収入	7,751
その他収入	254
計	74,730
支出	
人件費	17,590
業務経費	44,494
施設整備費	2,409
一般管理費	5,771
貸付金	1,368
借入金償還	4,786
計	76,419

収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	68,231
経常費用	68,229
人件費	17,590
業務費	42,896
管理関係業務費	7,728
一般管理費	5,632
減価償却費	2,096
財務費用	
支払利息	16
臨時損失	2
固定資産除却損	2
貸倒損失	0
収益の部	68,883
運営費交付金収益	41,858
政府補助金	17,487
業務収入	7,751
その他収入	299
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,327
資産見返補助金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	4
貸倒引当金戻入	37
臨時利益	0
純利益	652
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	652

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	84,391
業務活動による支出	73,425
投資活動による支出	3,107
財務活動による支出	5,438
次期中期目標の期間への繰越金	2,421
資金収入	84,391
業務活動による収入	74,176
運営費交付金による収入	42,556
政府補助金による収入	17,487
業務収入	12,027
その他収入	2,105
投資活動による収入	4,219
有価証券の償還による収入	1,810
施設整備費による収入	2,409
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13, 882 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

19年度…18年度×0.97

20年度以降…対前年度×0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（20年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

〔注記〕前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.98として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

(年度計画)

(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画については以下のとおり

中期計画予算 (平成 22 年度)

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	7,420
施設整備費補助金	384
政府補助金	3,133
回収金等収入	764
業務収入	1,949
その他収入	74
計	13,724
支出	
人件費	3,414
業務経費	7,966
施設整備費	384
一般管理費	1,142
貸付金	271
借入金償還	970
計	14,146

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,671
経常費用	12,671
人件費	3,414
業務費	7,753
管理関係業務費	1,502
一般管理費	1,127
減価償却費	375
財務費用	3
支払利息	3
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	12,743
運営費交付金収益	7,251
政府補助金	3,133
業務収入	1,949
その他収入	89
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	312
資産見返補助金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	0
貸倒引当金戻入	2
臨時利益	0
純利益	72
目的積立金取崩額	0
総利益	72

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,246
業務活動による支出	12,575
投資活動による支出	553
財務活動による支出	1,027
翌年度への繰越金	4,091
資金収入	18,246
業務活動による収入	13,335
運営費交付金による収入	7,420
政府補助金による収入	3,133
業務収入	2,708
その他収入	74
投資活動による収入	1,971
有価証券の償還による収入	1,580
施設整備費による収入	384
投資その他の資産の精算による収入	8
その他収入	0
財務活動による収入	
政府借入金による収入	0
前年度よりの繰越金	2,939

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,714 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

平成 22 年度運営費交付金の算定ルールのとおり。

平成 22 年度 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

17年度人件費（決算額）2,909,116 千円×0.933

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価

委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.97

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

◎ 実 績 値

中期計画実績（平成22年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	7,420	7,420	0
施設整備費補助金	384	347	37
政府補助金	3,133	3,097	36
回収金等収入	764	749	16
業務収入	1,949	2,253	▲304
その他収入	74	134	▲60
計	13,724	14,000	▲276
支出			
人件費	3,414	3,166	247
業務経費	7,966	7,518	448
施設整備費	384	347	37
一般管理費	1,142	1,113	29
貸付金	271	124	147
借入金償還	970	970	0
計	14,146	13,237	909

※ 各々、百万円未満を四捨五入

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	12,671	11,803	868
経常費用	12,671	11,780	891
人件費	3,414	3,166	248
業務費	7,753	7,162	591
管理関係業務費	1,502	1,446	56
一般管理費	1,127	1,036	91
減価償却費	375	410	▲25
財務費用			
支払利息	3	6	▲3
臨時損失	0	23	▲23
固定資産除却損	0	23	▲23
貸倒損失	0	0	0
収益の部	12,743	11,840	903
運営費交付金収益	7,251	6,089	1,162
政府補助金	3,133	3,040	93
業務収入	1,949	2,287	▲338
その他収入	89	69	20
寄付金収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	312	345	▲33
資産見返補助金戻入	7	9	▲2
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
貸倒引当金戻入	2	0	2
臨時利益	0	0	0
純利益	72	37	35
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	35	▲35
総利益	72	72	0

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	18,246	20,185	▲1,939
業務活動による支出	12,575	11,086	1,489
投資活動による支出	553	520	33
財務活動による支出	1,027	1,030	▲3
翌年度への繰越金	4,091	7,549	▲3,458
資金収入	18,246	20,185	▲1,939
業務活動による収入	13,335	13,582	▲247
運営費交付金による収入	7,420	7,420	0
政府補助金による収入	3,133	3,097	36
業務収入	2,708	2,987	▲279
その他収入	74	78	▲4
投資活動による収入	1,971	4,632	▲2,682
有価証券の償還による収入	1,580	4,230	▲2,650
施設整備費による収入	384	347	37
投資その他の資産の精算による収入	8	56	▲48
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	2,939	1,971	968

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 当期総利益72百万円の発生要因
当期総利益72百万円は、当期純利益37百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額35百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。
 - ① 当期純利益は、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係るものであり、国債等有価証券の受取利息等による収益である。
 - ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第2期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた142百万円のうち、当期費用の財源に充てるために取崩したものであり、主として貸倒引当金である。

このため、当該総利益については、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」(H19. 7. 4)について示されている経営努力基準に該当しないため、独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

（年度計画）

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

- 1) 平成22年度における取組み（実績値）
短期借入は行わなかった。
- 2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し
中期計画のとおり

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

(年度計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み（実績値）

なし

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

中期計画のとおりなし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合）

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

（年度計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	407	施設整備費補助金
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置(CT)の更新	191	同上
東北療護センター 脳磁計(MEG)の更新	510	同上
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	176	同上
岡山療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	409	同上
中部療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)の更新	400	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

(年度計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	384	施設整備費補助金

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

平成２２年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新

◎ 実 績 値

１）平成２２年度における取組み（実績値）

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新	３８４	３４７

２）中期目標達成に向けた次年度の見通し

中期計画に基づき、中部療護センターの陽電子断層撮影装置（ＰＥＴ）の更新を行うこととしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成２２年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(中期計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

〔参考〕

- 1) 期初の常勤職員数
334人
- 2) 期末の常勤職員見込み
334人

(年度計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成21年度予算比で1%以上の削減を行うことにより、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を図ります。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

人件費（退職手当等を除く。）について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成21年度比1%以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与改正等を踏まえた給与の見直しを行う。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成22年度における取組み

- 平成22年度は、以下の削減方策を講じたこと等により、年度計画（前年度予算に比して1%削減）を上回る人件費（退職手当等を除く。）の削減（▲8.1%）を達成
 - ・ 役職員俸給の約5%削減等H21年度に実施した施策の経年効果（▲6.2%）
 - ・ 国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告を踏まえた給与体系の見直し効果等（▲1.9%）

削減目標額	削減実績額	
		対前年度予算比
▲ 28百万円	▲ 224百万円	▲ 8.1%
削減目標額 ▲ 28百万円 = 前年度予算額 2,768 百万円 × 削減目標率 ▲ 1.0%	削減実績額 ▲ 224 百万円 = 平成22年度決算額 2,543 百万円 - 前年度予算額 2,768 百万円	対前年度予算比 ▲8.1% = 削減実績額 ▲224 百万円 ÷ 前年度予算額 2,768 百万円

2) 中期目標達成に向けた次年度の見通し

引き続き、人件費（退職手当等を除く。）については、平成22年度予算比で1%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与体系の見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

■ 役職員の給与水準について

1) 平成22年度の給与水準（ラスパイレス指数）

104.7（前年度 104.2 前々年度 110.1）

2) 1) の給与水準となった理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

- ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

- ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

- ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

3) 給与水準の適正化に向けた取り組み

① 平成21年度初より全職員の俸給月額5%の引き下げを実施した。

② 管理職員数の削減（194人→164人 ▲30人）を実施したほか、国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告（期末勤勉手当の支給率の減等）を踏まえた給与体系の見直しを行った。

今後も、引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。

Ⅱ. 自主改善努力評価に関する事項

1. 積極的な広報の実施（ホームページの活用）

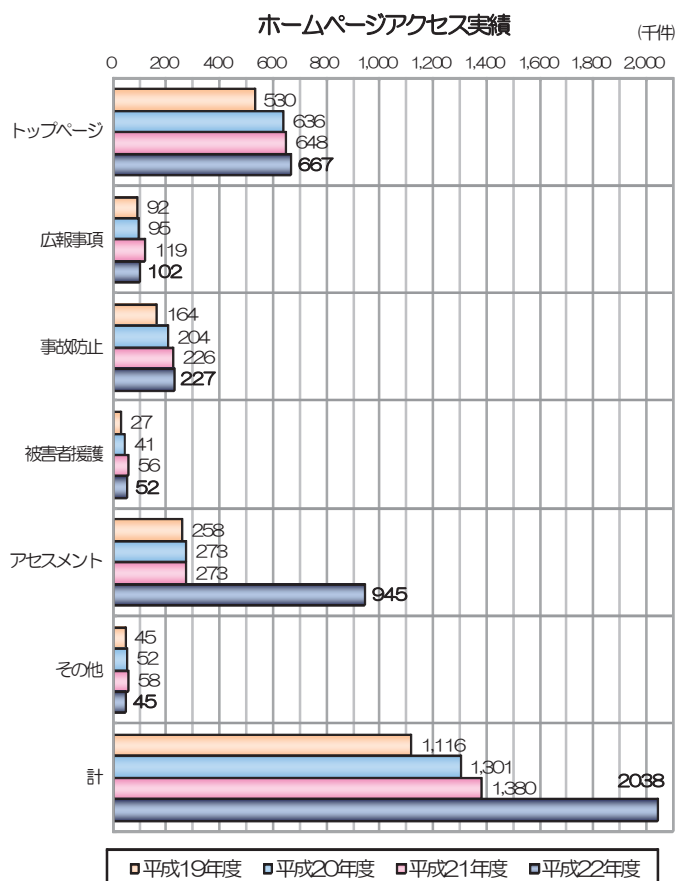
(1) 活動状況

NASVA一体として広報活動を積極的に展開するため、ホームページについてはアクセスしやすい、わかりやすいサイトを目指して、画面構成の改善、随時データの追加・更新を行った。

また、NASVAメールマガジンを発行し、自動車アセスメント評価結果による試験車両の一般公開日、支所の移転日、次年度（平成23年度）より運行管理者等の指導講習がインターネットからも予約可能となることなど、タイムリーな情報を提供した。

(2) 効 果

ユーザーの視点に立った見やすい、わかりやすいホームページを目指し、衝突試験状況などの詳細な動画等を導入するなど、随時メンテナンス等を行った結果、約204万件のアクセスを記録し、前年度に比べ65万8千件（47.7%）の増加となった。



【動画等を活用した自動車アセスメントのページ】



(3) 今後の課題

さらなる広報活動の展開を図るため、NASVAの認知度向上とともに、アクセス件数の少ない分野については内容の充実を図る等、NASVA業務全般の理解を得ることに努める。

2. 「自動車事故による遷延性意識障害のための在宅介護セミナー」を開催

(1) 活動状況

自動車事故が原因で在宅介護を受けている遷延性意識障害者の方や介護をされている方を対象として、より安心して負担のかからない介護の方法などを紹介するため、国土交通省との共催により標記セミナーを開催した。セミナーの内容は以下のとおり。

【セミナーの様子】



開催日時：平成22年8月29日（日）

会 場：福岡県中小企業振興センター 301会議室

参 加 者：108名参加（介護料受給者、病院関係者など）

（第Ⅰ部）講演会

〔演題〕 遷延性意識障害者の生活の再構築を目指す在宅介護

講師：筑波大学名誉教授、静岡県立大学大学院看護学研究科教授
紙屋 克子 先生

（第Ⅱ部）パネルディスカッション

〔テーマ〕 遷延性意識障害者の在宅介護の実態と課題

パネリスト：

①筑波大学名誉教授、静岡県立大学大学院看護学研究科教授
紙屋 克子 先生

②全国遷延性意識障害者家族の会代表
桑山 雄次 氏

③中部療護センター副看護部長
遠山 香織 氏

④社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 看護師長
樋口 由美子 氏

コーディネーター：

国土交通省自動車交通局保障課被害者保護企画官
高木 修 氏

(2) 効 果

セミナー参加者より、看護の実例の紹介等を通し、「普段の在宅介護に非常に役立ったこと」、「改善していく姿を見て、人間の秘めた能力の素晴らしさに感動した」等の感謝の声を多数いただくなど、在宅介護に係る普段の不安を解消することができた。

(3) 今後の課題

在宅介護に係る普段の不安を解消させるべく、全国の各支所においても同様のセミナー等を開催し、重度後遺障害者の家族等に対する精神的支援の充実を図る。

3. ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング教材 (ドラレコKYT-Ⅱ)の講習会での活用及び希望者への頒布

(1) 活動状況

平成22年度においては、平成20年度に安全マネジメント支援ツール講習会の副教材として作成し、講習で使用するほか希望者へ頒布し好評を頂いているドラレコ KYT (ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング) の第2弾としてドラレコKYT-Ⅱを作成し、講習会や安全マネジメントコンサルティングで活用するとともに、希望する自動車運送事業者等へ頒布した。

(2) 効果

本教材は、テキストブックに映像を収録したDVD及びトレーニングシートを収録したCDをセットにしたもので、従来のイラストシート型危険予知トレーニング教材に代えて、実際にドライブレコーダーで記録した事故やヒヤリ・ハットの映像を用いることで、より臨場感のある危険予知トレーニングが行える教材となっている。

また、前作に比べ、収録数を21事例から30事例に増加し、「バス編」「タクシー編」「トラック編」それぞれ10事例を収録するとともに、解説CG映像を立体的にして解りやすくした。

NASVAでは、安全マネジメント支援ツール講習会や安全マネジメントコンサルティング、講師派遣の場等で活用したほか、運送事業者の営業所等においても事故防止の教材として活用されるよう希望者へ頒布し、一層の事故防止に役立っている。

(3) 今後の課題

事故防止教育のため、引き続き安全マネジメント支援ツール講習会や安全マネジメントコンサルティング、講師派遣の場等で活用するほか、各事業所における教材として、前作のドラレコKYTと併せて、普及拡大に努めるとともに、事業者へのデータ提供依頼等続編の制作準備を進め、事故防止教育のためのよりよい教材としていくことが必要である。

【ドラレコKYT-Ⅱ (ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニングⅡ)】



4. 療護センター担当国会議の活動内容

(1) 活動状況

療護センターの効率的な運営及び療護施設の医療・看護技術等の開発・向上並びに各療護施設間の連携強化を図るため、各療護センターのセンター長（委託病床については、委託先の病院長）、看護師長及び医療関係スタッフ（リハビリ担当責任者、メディカルソーシャルワーカー）並びにN A S V A 担当職員をメンバーとする会議を各1回開催し、現状及び課題の精査を行い、今後の対応策など業務検討を行った。

(2) 効果

療護センター等の現状及び課題の整理を行い、医師、看護師、リハビリ担当者（療法士）、メディカルソーシャルワーカーといった各職種ごとに、それぞれの今後の取り組みや対応策などの業務検討を行うとともに、各療護施設間で情報の共有を図り、入院患者等への質の高い治療・看護等の充実を図った。

（主な検討事項）

- ・業務運営の効率化（医療機器の有効利用と維持管理）
- ・治療・看護・リハビリ技術等の開発・向上
- ・治療・看護・リハビリ技術の社会還元（学会、他の医療施設、在宅患者の介護者等）
- ・治療効果の測定方法、効果分析等
- ・患者の退院後のフォロー
- ・患者の入院期間の短縮
- ・療護センター機能の病床委託病院への協力・支援
- ・患者家族等への支援の充実強化
- ・短期入院協力病院としての対応及び他の協力病院への支援について 等

(3) 今後の課題

療護施設の入院患者に対し、より質の高い治療・看護等を提供していくことが必要である。

そのため、今後も定期的に各職種毎にすべての療護施設スタッフが参加する連絡会議を開催し、療護施設間の情報の共有、連携をさらに深めていくことが必要である。

5. 内部統制に関する取り組み

(1) 活動状況

NASVAにおける内部統制の充実・強化に向けた取り組みとして、「NASVAWAY2010（NASVAの進むべき方向）」を全役職員に配布し、マネジメント改革に積極的に取り組んだ。

(2) 効 果

- NASVAでは、「自動車事故対策機構（NASVA）の今後進むべき方向—NASVAWAY2010—」を全役職員に配付し、NASVAの使命、行動指針について、現状認識を踏まえた具体的方向性を確認し、その課題への対応に取り組んだ。また、全国支所長会議や主管支所マネージャー会議等各種会議・研修の場において、理事長よりNASVAの現状と今後進むべき方向について、職員へ周知徹底を図る一方、全国の支所に直接出向き、NASVAの存在価値を高めるよう職員を鼓舞するとともに、理事長自らが率先して運送事業者の事業所を訪問しトップセールスを実践して模範を示しており、職員の士気は高まっている。
- 全職員の服務に係る倫理の保持及び職務の公正な執行等を監視、検証するため、監事による本部、主管支所及び支所への現地監査を行うとともに、理事会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧をすることにより、財務・業務に関する内部統制を図ってきた。
- さらにコンプライアンスの強化を着実に推進するため、各種研修及び会議等を通じて、昨年度に作成したコンプライアンス実践マニュアル等を職員へ配付、周知することにより、日常業務における職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の高揚を図った。

(3) 今後の課題

日頃より職員一人ひとりが組織の進むべき方向、コンプライアンスについて、常にその意識を持続させることが必要であることから、これらの実践について機会あるごとに周知する必要がある。